

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	経済協力			番号	⑬					
	評価方式	総合・実績・事業・その他	政策目標の達成度合い	モニタリングにより評価未実施		(千円)				
予算科目						予算額				
会計		組織／勘定	項	事項	他に記載のある個別票の番号	5年度 当初予算額		6年度 概算要求額		
政策評価の対象となっているもの	一般	外務本省	経済協力費	経済協力に必要な経費		167,961,923		182,200,175		
	一般	在外公館	経済協力費	経済協力に必要な経費		1,236,800		1,457,494		
	小 計					一般会計	169,198,723		183,657,669	
						< > の内数	< > の内数	< > の内数	< > の内数	
					特別会計					
						< > の内数	< > の内数	< > の内数	< > の内数	
政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの	一般	外務本省	独立行政法人国際協力機構運営費	独立行政法人国際協力機構運営費交付金に必要な経費		150,301,561		156,269,615		
	一般	外務本省	独立行政法人国際協力機構施設整備費	独立行政法人国際協力機構施設整備に必要な経費		1,549,439		1,081,385		
	小 計					一般会計	151,851,000		157,351,000	
							< > の内数	< > の内数	< > の内数	< > の内数
					特別会計					
						< > の内数	< > の内数	< > の内数	< > の内数	
合 計					一般会計	321,049,723		341,008,669		
						< > の内数	< > の内数	< > の内数	< > の内数	
					特別会計					
						< > の内数	< > の内数	< > の内数	< > の内数	

施策Ⅵ-1 経済協力（モニタリング）

令和5年度事前分析表（モニタリング）

（外務省4-VI-1）

<p>施策名（※）</p>	<p>経済協力</p>					
<p>施策目標</p>	<p>開発協力の推進を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献するとともに、こうした協力を通じ、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。</p> <p>また、開発協力実施の大前提である国際協力事業関係者の安全確保に関し、平成28年8月に公表した国際協力事業安全対策会議の「最終報告」も踏まえ安全対策を着実に実施する。</p>					
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>現在の国際社会では、もはやどの国も一国のみでは自らの平和と繁栄を確保できなくなっている。そのような時代においては、開発途上国を含む国際社会と協力して世界の様々な課題の解決に取り組み、平和で安定し繁栄する国際社会の構築を実現するとともに、そうした取組を通じて、国際社会の様々な主体と強固かつ建設的な関係を構築していくという真摯な取組の中にこそ、我が国が豊かで平和な社会を引き続き発展させていく道がある。我が国がそうした外交を機動的に展開していく上で、開発協力は、最も重要な手段の一つであり、「未来への投資」としての意義がある。また、国際社会の期待を踏まえ、世界の責任ある主要国として、国際社会の抱える課題、とりわけ開発課題や人道問題への対処に、これまで以上に積極的に寄与し、国際社会を力強く主導していくことは、我が国に対する国際社会の信頼を確固たるものとする観点から大きな意義を有する。</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>上記目標の達成に向け、①非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、②人間の安全保障の推進、③自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力を基本方針とし、民間を始めとする様々なアクターとの連携を強化しつつ、戦略的・効果的な開発協力を企画・立案し、積極的に推進していく。</p> <p>また、開発協力を持続的に実施していくためには、国民の理解と支持を得ることが不可欠であることを踏まえ、広報を通じて国民の理解及び支持を促進しつつ、国際協力事業関係者の安全対策についても、万全を期すべく対策を講じていく。</p> <p>なお、外務省所管の独立行政法人国際協力機構（JICA）は、外務省の政策目標の実現のため、技術協力、無償・有償の資金による協力の実施を行う。</p>					
<p>関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開発協力大綱(平成27年2月10日 閣議決定) ・グローバルヘルス戦略(令和4年5月24日 健康・医療戦略推進本部決定) ・平和と成長のための学びの戦略(平成27年9月27日 持続可能な開発のための2030アジェンダを採択する国連サミットにおける安倍総理大臣ステートメント) ・質の高いインフラ投資に関するG20原則(令和元年6月29日) ・成長戦略(令和3年6月18日 閣議決定) ・インフラシステム海外展開戦略2025(令和3年6月改訂版)(令和3年6月17日決定) ・国家安全保障戦略(令和4年12月16日 閣議決定) ・自由で開かれたインド太平洋(FOIP)のための新たなプラン(令和5年3月20日) 					
<p>施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）</p>	<p>区分</p>		<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>
	<p>予算の状況 (百万円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>317,255</p>	<p>317,196</p>	<p>317,211</p>	<p>317,767</p>
		<p>補正予算(b)</p>	<p>59,444</p>	<p>290</p>	<p>85,030</p>	
		<p>繰越し等(c)</p>	<p>△20,349</p>	<p>4,170</p>	<p>0</p>	
		<p>合計(a+b+c)</p>	<p>356,350</p>	<p>321,656</p>	<p>402,241</p>	
<p>執行額(百万円)</p>	<p>356,350</p>	<p>313,419</p>	<p>448,658</p>			
<p>同(分担金・拠出金)</p>	<p>区分</p>		<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>
	<p>予算の状況 (百万円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>6,038</p>	<p>5,803</p>	<p>5,894</p>	<p>3,252</p>
		<p>補正予算(b)</p>	<p>35,834</p>	<p>20,697</p>	<p>42,563</p>	
		<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	
		<p>合計(a+b+c)</p>	<p>41,872</p>	<p>26,500</p>	<p>48,458</p>	

	執行額(百万円)		41,872	27,360	54,519	
政策体系上の位置付け	経済協力	担当部局名	国際協力局	政策評価実施 予定時期	令和6年8月	

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

測定指標1 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅 *

中期目標（一年度）

「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現するための支援を行う。

令和3年度目標

「質の高いインフラ」の普及・実施や産業人材育成といった協力を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、ハード・ソフト両面での開発途上地域の連結性強化に貢献する。具体的には、以下に取り組む。

1 「質の高いインフラ」の普及・実施

- (1) 我が国の技術・知見をいかした「質の高いインフラ」の更なる展開を推進すべく、インフラプロジェクトへの資金供与や制度・基準等のソフト面での技術協力、あるいはモデルとなる施設・機材の供与を推進する。
- (2) 「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を引き続き推進する。具体的には「質の高いインフラ投資推進のためのG7伊勢志摩原則」や「質の高いインフラ投資に関するG20原則」等これまでの取組を基礎としつつ、開放性、透明性、ライフサイクルコストから見た経済性、債務持続可能性等を確保した形での質の高いインフラ投資の重要性を普及・実施していく。

2 産業人材育成

「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」や、「ABEイニシアティブ（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ）3.0」を含む「TICAD7における日本の取組」等も踏まえつつ、途上国における産業人材育成を推進する。この際、日本型工学教育（高専型教育を含む）を始めとする日本の強み（「日本ブランド」）を開発途上国に普及させるとともに、これを活用し、国内外において開発途上国の人材育成とそれを介した日本企業進出、ひいては各国における「質の高い成長」を促進する。

施策の進捗状況・実績

1 「質の高いインフラ」の普及・実施

- (1) 「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の具体化を推進する上で、「質の高いインフラ」の整備を通じた連結性の強化や技術協力を通じた法の支配、自由貿易等に係る能力構築支援は大きな柱の一つであり、資金協力事業の構想、計画策定、実施のそれぞれの局面に応じて日本国内外・オンラインでの研修機会を提供し、能力構築や人材育成に協力した。例えば令和3年には、有償資金協力にて整備された「タイ都市鉄道レッドライン」が開通し、東ティモールの国道1号線が整備され、連結性向上に貢献した。また、太平洋島嶼国において、無償資金協力によりソロモンの国際空港や幹線道路、バヌアツの水力発電施設の整備を通じたインフラ整備に加え、船舶や港湾運営維持管理の広域専門家の派遣を通じ、港湾分野における能力強化に取り組み、人材育成に貢献した。
- (2) 「質の高いインフラ」の国際スタンダード化の推進として以下のとおりの成果を達成した。
 - ・6月に開催された英議長国下のG7コーンウォール・サミットでは、開発途上国のインフラのニーズを満たし、より良い回復を図るため、質の高いインフラ投資が重要であることを首脳コミュニケにて合意した。
 - ・10月のG20ローマ・サミットでは、岸田総理大臣から、世界経済の回復にはG20原則に沿った「質の高いインフラ投資」が必要である旨を強調した。首脳宣言においては、回復の段階における質の高いインフラ投資の不可欠な役割を認識するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に関する作業を引き続き推進することが確認された。
 - ・11月のアジア欧州会合(ASEM)第13回首脳会合では、岸田総理大臣から、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、開放性、透明性、ライフサイクルコストを考慮した経済性、債務持続可能性、環境への配慮といった国際的な原則に則った「質の高いインフラ投資」の実施が重要である旨を発信した。議長声明においては、ASEM参加国によって合意された国際スタンダードに従った「質の高いインフラ投資」を通じ、経済的強靱性を高める必要性が強調された。
 - ・11月のAPEC首脳会議では、岸田総理大臣から、「質の高いインフラ投資」の推進を通じた地域の連結性強化の必要性を発信した。首脳宣言では、新型コロナウイルス感染症による困難な状況下であっても流通を確保するため、質の高いインフラ投資が重要であることを確認した。
 - ・12月にリバプールで開催された第2回G7外務・開発大臣会合では、経済パートナーシップに関し、持続可能で強靱な質の高いインフラ投資および開発金融に関する共通の原則を再確認した。

2 産業人材育成

日本型工学教育や日本型経営といった日本の強みを開発途上国に普及させるとともに、国内外にて産業人材育成を行い、これを介して日本企業進出及び各国における「質の高い成長」を推進した。

アジアにおいて、平成 30 年 11 月の日 ASEAN 首脳会議で発表した平成 30 年度からの 5 年間でアジア地域における 8 万人規模の産業人材育成を行う「産業人材育成協力イニシアティブ 2.0」に基づき、アジア各国の産業人材を育成した。ベトナムでは、日本型工学教育の普及を目指す日越大学の四期生 260 名が卒業し、日系企業への就職、日本国内での進学者等多数となった。ラオスでは、産業発展のため工学人材強化として、ラオス国立大学工学部の関係者等に対して遠隔研修（特別講義 2 回、各 80 名程度）を実施した。加えて、マレーシアでは、日本国際工科院（MJIIT）強化プロジェクトにおいて、オンラインキャリアフェアが開催され、MJIIT 等からは計 13 名の就職が決定した。

アフリカでは、令和元年の TICAD 7 において表明した「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）」3.0 を通じて日・アフリカビジネス推進に資する産業人材を 6 年間で 3,000 人育成することを目標として推進しており、令和 3 年には、同イニシアティブを通じ日本全国の 77 大学の協力を得ながら、約 1,600 人に対し研修を実施した。

令和 4 年度目標

「質の高いインフラ」の普及・実施や産業人材育成といった協力を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、ハード・ソフト両面での開発途上地域の連結性強化に貢献する。具体的には、以下に取り組む。

1 「質の高いインフラ」の普及・実施

(1) 我が国の技術・知見をいかした「質の高いインフラ」の更なる展開を推進すべく、インフラプロジェクトへの資金供与や制度・基準等のソフト面での技術協力、あるいはモデルとなる施設・機材の供与を推進する。

(2) 「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を引き続き推進する。具体的には「質の高いインフラ投資推進のための G7 伊勢志摩原則」や「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」等これまでの取組を基礎としつつ、開放性、透明性、ライフサイクルコストから見た経済性、債務持続可能性等を確保した形での質の高いインフラ投資の重要性を普及・実施していく。特に、TICAD8 においてアフリカ諸国における質の高いインフラ投資の国際スタンダード化を推進する。

2 産業人材育成

「産業人材育成協力イニシアティブ 2.0」や、「ABE イニシアティブ（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ）3.0」を含む「TICAD 7 における日本の取組」等も踏まえつつ、途上国における産業人材育成を推進する。この際、日本型工学教育（高専型教育を含む）を始めとする日本の強み（「日本ブランド」）を開発途上国に普及させるとともに、これを活用し、国内外において開発途上国の人材育成とそれを介した日本企業進出、ひいては各国における「質の高い成長」を促進する。

施策の進捗状況・実績

1 「質の高いインフラ」の普及・実施

(1) 「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の具体化を推進する上で、「質の高いインフラ」の整備を通じた連結性の強化や技術協力を通じた法の支配、自由貿易等に係る能力構築支援は大きな柱の一つであり、資金協力事業の構想、計画策定、実施のそれぞれの局面に応じて日本国内外・オンラインでの研修機会を提供し、能力構築や人材育成に協力した。例えば、8 月に開催された TICAD8 において、自由で開かれた国際経済システムの強化という観点から、アフリカにおける質の高いインフラ投資を推進していく旨表明した。アフリカにおける連結性の強化に向け、東アフリカ・北部回廊、ナカラ回廊及び西アフリカ成長の環からなる 3 重点地域を中心に、デジタル・トランスフォーメーション(DX)や人材育成事業等も組み合わせながら、質の高いインフラ投資の推進に取り組んだ。その他、具体的には、太平洋島嶼国において、有償資金協力により PNG のラム系統送電網強化計画とナザブ空港整備計画が実施され、連結性向上に貢献した。

(2) 「質の高いインフラ」の国際スタンダード化の推進として以下のとおりの成果を達成した。

・ 6 月の経済協力開発機構(OECD)閣僚理事会では、三宅外務大臣政務官から、国際ルール・スタンダードに基づかない不透明・不公正な開発金融によりアフリカの成長が妨げられないような環境作りが必要であり、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」の実施が重要である旨を指摘した。閣僚声明においては、グローバル・ゲートウェイ戦略やブルー・ドット・ネットワーク認証枠組みなどの OECD 加盟国のアプローチに留意しつつ、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」のフォローアップに期待することが確認された。

・6月のG7エルマウ・サミットでは、グローバル・インフラ投資パートナーシップ (PGII) が立ち上げられた。11月のG20バリ・サミットに際し行われた同パートナーシップに関するサイドイベントでは、岸田総理大臣から、質の高いインフラ投資の具体的な事例の紹介を通じて、日本は、インフラ整備を通じた投資環境の改善や人づくりを行っている旨発信した。また、インフラの整備とそのための開発金融は、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に沿って国際ルールやスタンダードを遵守した透明で公正な形で行われることが重要である旨を述べるとともに、令和5年のG7日本議長国下でも、質の高いインフラ投資をさらに促進し、パートナーの国々と連携して、各国の自立的な成長を後押ししていく決意である旨発信した。

・9月に開催されたG20開発大臣会合では、武井外務副大臣から、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に規定される透明性、開放性、経済性、債務持続可能性、環境・社会への配慮といった要素を確実に実施していくことの重要性について述べ、G20各国にも同様の取組や知見の共有を呼びかけ、さらに、開発資金の透明性・公平性の確保や開発金融に関する国際ルール・スタンダードの遵守の重要性を訴えた。

・11月に採択・発表されたG20バリ首脳宣言においては、G20のために作成された「質の高いインフラ投資指標集」を支持する旨が確認されたほか、同指標をいかに適用できるかについてのさらなる議論を期待する旨表明した。

・11月のAPEC首脳会議では、岸田総理大臣から、持続的な発展を図る上で、「質の高いインフラ」投資の普及・実践の重要性を発信した。また、インフラ投資が国際ルールやスタンダードに従って行われることが重要であり、日本は引き続き、アジア太平洋地域の「質の高いインフラ」投資や、透明で公正な開発金融の推進に向けた議論を牽引することを表明した。

2 産業人材育成

アフリカ地域では、一人ひとりの持続的な成長に向けて、産官学連携による ABE イニシアティブや、国際機関と連携した技術支援等を通じて、産業人材の育成を支援してきており、ABE イニシアティブでは、JICA を通じて、平成 26 年から令和 4 年 12 月までに累計で約 2,000 人に研修の機会を提供した。TICAD 8 においても、アフリカの未来を支える産業、保健・医療、教育、農業、司法・行政などの分野で引き続き人材育成に取り組む旨を表明した。

アジア地域では、モンゴルでは、有償資金協力である工学系高等教育支援計画にて、モンゴル国立大学、科学技術大学、高専等の学生・教員といった工学系人材を対象とする留学プログラムを実施中で、令和 4 年には約 70 名が学位取得のため日本に留学した。マレーシアでは、9月に日本国際工科院 (MJIIT) とマレーシア日本商工会議所 (JACTIM) 共催のオンラインキャリアフェアが開催され、計 7 名の就職が内定した。また、12月に学内に産学連携センターが設置され、「研究・助言」「教育・就業」「起業支援」の 3つの方向性で、MJIIT の学生や研究リソースと日本企業を含む民間セクターにつながる活動を実施した。ベトナムでは、ベトナム日本人材開発インスティテュート (VJCC) ・ビジネス人材育成・拠点機能強化プロジェクトを実施し、日本式経営の知見を持ったビジネス人材の育成を実施した。バングラデシュでは、工科系大学及び技術教育系の大学に対し、産業界のニーズに合致した人材育成を念頭に、電気、電子、機械及びコンピュータ分野における教育・実習用機材の供与を実施した。

令和5年度目標

「質の高いインフラ」の普及・実施や産業人材育成といった協力を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、ハード・ソフト両面での開発途上地域の連結性強化に貢献する。具体的には、以下に取り組む。

1 「質の高いインフラ」の普及・実施

(1) 我が国の技術・知見をいかした「質の高いインフラ」の更なる展開を推進すべく、インフラプロジェクトへの資金供与や制度・基準等のソフト面での技術協力、あるいはモデルとなる施設・機材の供与を推進する。

(2) 「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を引き続き推進する。具体的には「質の高いインフラ投資推進のための G7 伊勢志摩原則」や「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」等これまでの取組を基礎としつつ、開放性、透明性、ライフサイクルコストから見た経済性、債務持続可能性等を確保した形での質の高いインフラ投資の重要性を普及・実施していく。

2 産業人材育成

「産業人材育成協力イニシアティブ 2.0」や、TICAD 8 にて表明した「TICAD 8 日本の取組」等も踏まえつつ、途上国における産業人材育成を推進する。この際、日本型工学教育 (高専型教育を含む)

を始めとする日本の強み（「日本ブランド」）を開発途上国に普及させるとともに、これを活用し、国内外において開発途上国の人材育成とそれを介した日本企業進出、ひいては各国における「質の高い成長」を促進する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を全体として維持し、TICAD 8 の開催結果を踏まえた内容とした上で、その達成に向けて推進する。

測定指標 2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 *

中期目標（一年度）

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う。

令和3年度目標

1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

- (1) 自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有する国々の安定的成長や健全な社会形成は、より安定的な国際環境の形成及び我が国とそれら諸国との関係強化にとって重要である。そのために、司法制度や法制度整備支援、法執行能力強化支援、公務員の能力強化支援等を行う。
- (2) 海洋における法の支配を徹底し、航行の自由及び海上安全を確保することは、海洋国家である我が国のみならず、国際社会全体の平和、安定及び繁栄の礎である。我が国にとって重要な海上交通の安全確保のためにも、シーレーン沿岸国等に対し、海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化する。

2 難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築

- (1) 難民・避難民を始めとする中東・アフリカ・アジア・中南米地域の諸課題の根本原因に対処するため、人道支援に加え、紛争予防や、中長期的な視点からの日本の強みをいかした「人づくり」、難民受入国（地域）支援など、社会安定化と包摂的成長のための開発協力を行う。
- (2) グローバルな安全保障、平和構築、平和と安定に向けた取組のための支援を国際機関等とも協力・連携しつつ実施し、世界各地での国境管理支援、地雷対策支援等を継続する。

3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

国際社会の取組にもかかわらず、世界各地でテロが未だ発生する中、海外で活躍する日本人の安全を確保するためにも、安全対策・テロ対策強化を着実に進めるとともに、特に、途上国の保安能力強化・治安状況改善に資する機材供与や研修・訓練等による能力強化を通じ、これら途上国の治安状況改善を促す。

施策の進捗状況・実績

1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

- (1) 東南アジアにおいては、JICA を通じ、インドネシア、カンボジア、ベトナム、ミャンマー、ラオスにおける法・司法制度の改善に向けた技術協力を継続した。特に、マレーシアにおいて、競争法及び税関分析所アドバイザーの派遣や東方政策 2.0 研修にて 61 名の行政官によるオンライン参加等を通じ、同国の法執行や公務員の能力強化に貢献した。また、平成 30 年に初の民法典が成立したラオスでは、司法省、最高人民裁判所や最高人民検察院等を対象に、法律分野の専門家を派遣し、オンライン・セミナーを実施し、「法の支配」の確立に向け取り組んだ。インドネシアではビジネス環境改善、カンボジアでは民放・民事訴訟法運用の技術協力を継続した。加えて、東南アジア・島嶼国において、日本の大学院にて修士等の学位を取得する行政官の人材育成支援に取り組んだ。

東アジアにおいて、モンゴルでは、公共財政管理の技術協力を継続した。

- (2) 我が国の重要な海上交通の安全確保のために諸外国の海上法執行機関等の保安能力強化が図られることが重要である。東南アジアにおいて、フィリピンでは、沿岸警備隊に対し複数回にわたり巡視船等を供与し、供与された巡視船を活用し我が方海上保安庁による沿岸警備隊への技術支援により多目的船の維持管理能力向上に取り組んだ。インドネシアでは、漁業取締当局の能力向上のため、中古の漁業取締船 2 隻を改修中に加え、海上保安機構に対し、海上法執行能力強化の研修を実施した。また、マレーシアでは、海上法令執行の人材育成を目的に、海上保安アドバイザーの派遣を開始し、日本の海上保安庁等の協力を得て、100 名が参加したオンライン研修や、潜水・救難の実技指導を含めた国内研修を実施した。更に、マレーシアにおいて、日米豪印海上保安機関合同ワー

クショップを令和3年末からこれまで計3回開催した。アフリカにおいても、ジブチ沿岸警備隊に対し、海上保安能力の向上のため、巡視艇2隻の建造及び浮棧橋の整備を実施している。

2 難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築

(1) 難民・国内避難民を始めとする最も脆弱な立場にある人々の生命、尊厳及び安全を確保し、一人ひとりが再び自らの足で立ち上れるような自立支援のため、国連世界食糧計画 (WFP)、国際移住機関 (IOM)、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、赤十字国際委員会 (ICRC) 等の国際機関等を通じて、食料、医療、シェルター等を提供する緊急人道支援を行った。

G7の枠組では、5月、「G7 飢饉防止及び人道危機に関するコンパクト」がG7外務・開発大臣声明の付属文書として策定され、世界各地で発生している飢饉や食料不安に対して共同で対処していくことで一致している。また、G20の枠組では、新型コロナウイルスを始めとする健康危機への人道支援におけるロジスティクスの役割の重要性を指摘した。

長年にわたる紛争の影響により、食糧不足による栄養不良や貧困・情勢不安あるフィリピン・パンサモロ自治地域に対して、WFPとの連携を通じ、食糧援助を実施した。

平成29年8月から始まったミャンマー・ラカイン州北部の治安情勢悪化に伴い発生した難民・避難民問題に対処するため、複数の国際機関 (UNHCR、WFP、IOM等) を通じ、ミャンマー、バングラデシュ及び両国の国境地帯等で食料支援 (バングラデシュにおける小規模農家の生計支援を含む)、保健・衛生、住環境の改善に向けた支援を行った。

ベネズエラ情勢に伴う避難民等の発生を受け、UNHCRとの連携を通じて、ベネズエラ及び避難民等が滞在する周辺国において、避難民等に対する保護活動や人道的支援を行った。ウクライナ情勢については、ウクライナ国内で紛争の影響を受けた人々や、ポーランドやモルドバなどの周辺国に避難した人々に対して、UNHCR、WFP、ICRCなどの国際機関や日本のNGOを通じて、主に国連のアピール (令和4年3月1日) に応じる形で、保健・医療、食料等の分野で1億ドルの緊急人道支援を実施した。加えて、国際機関や日本のNGOを通じて合計2億ドルの緊急人道支援を行う旨表明した。さらに、ウクライナ経済を下支えするため、少なくとも1億ドル規模の借款を世界銀行と協調して供与することを表明した。

イラク、リビアでは、国政選挙実施に必要な関連機材を供与し、国際標準に沿った透明性・信頼性の高い選挙の実施を支援した。

(2) 地雷・不発弾対策支援について、カンボジアにおいて、不発弾処理能力向上に係る南南協力など、カンボジア地雷対策センター (CMAC) が今後さらに国際的に貢献する組織となっていくために、CMACの組織全体の能力向上のための協力を実施した。ラオスでは、効率的かつ透明性のある不発弾除去計画の策定及び組織能力強化に取り組み、不発弾対策機関 (UXO Lao) に対して、総括専門家派遣の開始や計画策定、ITシステム等に関する現地研修を実施するとともに、情報管理をテーマとし、CMACとの南南協力を初めてオンラインにて実施した。加えて、ラオス南部地域において、対象地域477haの不発弾除去 (うち不発弾除去数は8,008個) を行った。その他、スリランカ北部では、平和構築及び生活支援のため、草の根無償資金協力を通じて、3件の地雷除去に関する支援の実施に加え、アゼルバイジャンでは、住民の安全向上のために、草の根無償資金力を通じて、地雷除去機材を供与する支援を実施した。

そのほか、島嶼国では、世界税関機構 (WCO) との連携により税関能力強化を実施した。

(3) その他特記事項

また、ミャンマーやアフガニスタンにおける政変によって発生した人道危機や、フィリピンにおける台風被害や、トンガにおける火山噴火及び津波被害に対しても、国際機関を通じた緊急無償資金協力を実施した。このうち、トンガに対しては、国際緊急援助隊として自衛隊部隊を派遣した (日本及び豪州からの緊急援助物資の輸送等を実施)。緊急援助物資の供与では、トンガ以外では、上述のフィリピンにおける台風被害を含め計11件の自然災害 (計10か国) に対して海外の備蓄倉庫から輸送して実施した。

3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

海外で活躍する日本人の安全確保の観点からも、途上国の治安能力構築支援・暴力的過激主義対策を着実に進めるとともに、途上国の治安状況改善の促進に資する取組を実施した。

テロを取り巻く環境の変化に迅速に対応すべく、モルディブでは、UNDP経由で、若者や女性を対象とする暴力的過激主義に対する対処能力強化や教育支援を実施した。フィリピンでは、UNWomenを通じ、女性リーダー育成などの社会統合強化支援をした。他に、カンボジアでは、テロ対策用の車両として防弾車2台や白バイ等を供与した。国内の治安情勢が課題となっているヨルダンやチャドでは、治安対策機材等の供与を通じ、同分野における能力向上及び社会の安定化に貢献している。

そのほか、インドネシアでは、サイバーセキュリティ分野の人材育成の技術協力を実施した。

令和4年度目標

1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

- (1) 自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有する国々の安定的成長や健全な社会形成は、より安定的な国際環境の形成及び我が国とそれら諸国との関係強化にとって重要である。そのために、司法制度や法制度整備支援、法執行能力強化支援、公務員の能力強化支援等を行う。
- (2) 海洋における法の支配を徹底し、航行の自由及び海上安全を確保することは、海洋国家である我が国のみならず、国際社会全体の平和、安定及び繁栄の礎である。我が国にとって重要な海上交通の安全確保のためにも、シーレーン沿岸国等に対し、海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化する。

2 難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、災害時の緊急援助

- (1) 難民・避難民を始めとする中東・アフリカ・アジア・中南米地域の諸課題の根本原因に対処するため、人道支援に加え、紛争予防や、中長期的な視点からの日本の強みをいかした「人づくり」、難民受入国（地域）支援など、社会安定化と包摂的成長のための開発協力を行う。
- (2) グローバルな安全保障、平和構築、平和と安定に向けた取組のための支援を国際機関等とも協力・連携しつつ実施し、世界各地での国境管理支援、地雷対策支援等を継続する。
- (3) 国際緊急援助隊の派遣や、緊急援助物資の供与、緊急無償資金協力を通じ、大規模災害を受けた被災国・被災者に対し支援を行う。日米豪印を含む国際調整等も行う。

3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

国際社会の取組にもかかわらず、世界各地でテロが未だ発生する中、海外で活躍する日本人の安全を確保するためにも、安全対策・テロ対策強化を着実に進めるとともに、特に、途上国の保安能力強化・治安状況改善に資する機材供与や研修・訓練等による能力強化を通じ、これら途上国の治安状況改善を促す。

施策の進捗状況・実績

1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

(1) 東南アジアにおいては、JICAを通じ、インドネシア、カンボジア、ベトナム、ラオス、タイ、マレーシアにおける法・司法制度の改善に向けた技術協力を継続した。南中央アジア及び東アジアにおいても、ネパール、バングラデシュ、スリランカ、ウズベキスタン、モンゴルにて、司法関係者の能力強化に向けた研修を継続した。特に、ラオスでは、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学から構成されたワーキンググループにおいて民法典に関する及び刑法に関する研究、民事判決書マニュアルの改善、各種研修の改善に向けた取り組みへの支援を実施した。カンボジアでは、令和5年の総選挙において、民主主義に根付いた自由・公正な選挙が円滑かつ安定して実施されるよう、選挙や民主主義に関するカンボジア国民の理解を深めるため、令和3年からの専門家の選挙管理委員会への派遣を継続し、有権者に対して同委員会が実施する主権者教育を支援したほか、国連開発計画（UNDP）と連携して、政府と市民社会との間の双方向対話促進のための研修を実施した。太平洋島嶼国6か国（サモア、ソロモン、バヌアツ、フィジー、マーシャル及びミクロネシア）に対し、議会事務局員や議員を対象とした研修や各国議会間の交流、関連機材の供与や、法案や予算案作成のための能力強化支援を実施した。

アフリカ地域については、8月に開催された TICAD 8 において、汚職対策を含む司法・行政分野の制度構築・ガバナンス強化のための4,600人の人材育成を表明した。さらに、市民の民主主義への幅広い参加を後押しするための選挙支援や正確な情報へのアクセス支援を行うこと、ジェンダーに基づく暴力や紛争下の性的暴力事案対応に関する人材育成及び警察・司法当局の能力強化を行うことを表明した。令和5年2月にはジンバブエでの選挙支援計画を決定した。

(2) 我が国の重要な海上交通の安全確保のために諸外国の海上法執行機関等の保安能力強化が図られることが重要である。東南アジアにおいて、インドネシアでは、無償資金協力による中古の漁業監視船2隻の引渡しに向けた調整を進めたほか、海上保安機構に対する海上法執行能力強化の研修を実施した。フィリピンでは、複数回にわたり、ODAにより供与された巡視船を活用して我が方海上保安庁が沿岸警備隊に対して技術支援を実施したほか、フィリピン沿岸警備隊に対する巡視船（44m級）10隻の供与に加え、6月に巡視船（97m級）2隻の引き渡しが完了し、海難救助や海上法執行業務のために有効活用された。ベトナムでは、海上警察（VCG）の能力強化研修を実施し、海上保安庁の協力の下8月に漂流予測や立入検査を中心とした海上法執行に係る講義・実習を行い、令和5年2月に日本国内においてVCG職員に対する海洋予測・漂流予測、救難業務に係る視察・研修を実施した。島嶼国では、モルディブにおいて、海上保安能力向上のため、海上保安関連の機材供与及び研修支援を行った。

アフリカにおいても、海洋安全保障分野の能力強化や機材供与等を通じ、海上法執行能力の強化に取り組んだ。令和4年度にはジブチ、モーリシャス、ナイジェリアに対し海上保安能力強化のための船舶・機材供与を決定した。

2 難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、災害時の緊急援助

(1) 難民・国内避難民を始めとする最も脆弱な立場にある人々の生命、尊厳及び安全を確保し、一人ひとりが再び自らの足で立ち上れるような自立支援のため、国連世界食糧計画 (WFP)、国際移住機関 (IOM)、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、赤十字国際委員会 (ICRC) 等の国際機関等を通じて、食料、保健・医療、シェルター等を提供する緊急人道支援を行った。G7の枠組では、5月に「人道支援における先行的行動の強化に関する声明」がG7外相会合の成果文書として策定され、深刻な人道的影響が完全に拡大する前に、将来の人道ニーズを未然に防止または軽減するため、予測される危機に先立って行動すること、そのための柔軟な資金を確保するため、国連のプール基金 (CERF) や IFRC の災害救援基金 (DREF) 等への拠出を増やすよう努力することが盛り込まれた。

ウクライナ及び周辺国等に対し、日本は、ロシアによる侵略開始直後から、人道、財政、食料、復旧・復興の分野の支援を着実に進捗させた。ウクライナに対して、迅速な復旧・復興に寄与するため、地雷対策・がれき処理、電力等の基礎インフラ整備を含む生活再建、農業生産能力回復、民主主義・ガバナンス強化等の様々な分野で、日本の持つ経験や知見を活用しながら、切れ目なく、日本らしいきめの細かい支援を行った。ウクライナ周辺国に対しては、UNHCR、WFP、IOM、ICRC等の国際機関やJPFを通じた日本のNGOによる人道支援を実施した。人口比で最大規模の避難民の受入国であるモルドバに対しては、医療機材の供与等を行い、また、1億ドル相当の円借款を供与する方針を決定し、保健・医療、食料・食料安全保障、避難民の保護といった緊急性の高い分野で人道支援を提供した。避難民の最大の受入国であるポーランドに対しては、ODAを通じた二国間支援が可能となるよう整理を行い、日本のNGOと連携した支援を開始した。長年にわたる紛争や情勢不安等の影響により引き続き多くの難民・国内避難民が苦しい生活状況にあるアフガニスタンやシリアでは、国際機関を通じて、保健医療サービスの強化や生活環境改善等の支援を行った。

またウクライナ侵略の影響を受けて悪化している、グローバルな食料安全保障への対応として、食料危機に直面する、アフリカ、中東、アジア等の国・地域に対し、WFP等の国際機関及び日本のNGOを通じて緊急的な食料支援、ウクライナ政府から提供されたウクライナ産小麦を活用したソマリアに対する食料支援を実施した。

令和3年2月のクーデター発生以降のミャンマー国民に対する人道支援として、令和4年4月に国連児童基金 (UNICEF)、国連世界食糧計画 (WFP)、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) を通じ、830万ドルの緊急無償資金協力を実施することを決定した。加えて、令和4年中の情勢悪化の影響による人道支援ニーズの高まりを受け、令和5年2月に追加的に合計約6,030万米ドルの人道支援を実施することを決定した。具体的には、UNHCR、UNICEF、WFP及びAHAセンターといった国際機関等を経由した、食料や医薬品、シェルター等の提供、さらには、水・衛生インフラ、栄養改善、医療サービス、教育アクセス、違法薬物対策等を支援した。加えて、バングラデシュのコックスバザール県及びバジャンチャール島を含むノアカリ県において、ミャンマーからの避難民及びホストコミュニティに対し、食料支援、生活の基礎分野 (シェルター、教育、水・衛生、保健) 改善支援、生計向上支援等を実施した。

そのほか、ベネズエラの経済社会情勢の悪化による国外避難民等の発生を受け、国際機関 (IOM、UNHCR) と連携し、ベネズエラ国内及び周辺国の難民・移民受入れ地域に対して民生環境の改善支援、食糧支援や職業訓練を行った。

(2) 地雷・不発弾対策支援について、令和5年1月、日本が20年以上にわたり地雷・不発弾対策を支援してきたカンボジアとの協力の下、カンボジアと日本において、ウクライナ政府職員に対し、日本が供与予定の地雷探知機の使用訓練を含む研修を実施した。加えて、カンボジアでは、世界有数の地雷対策技術を持つ組織に成長したカンボジア地雷対策センターに対して、研修施設や広報施設の建設にかかる支援を行い、自らの地雷除去の経験についての第三国への共有も進む同国の取組を後押しした。ラオスでは、不発弾除去組織である UXO Lao の活動費及び地雷検知機等の機材と施設整備に係る支援を行うとともに、専門家を派遣し、効率的かつ透明性のある不発弾除去計画の策定支援及び UXO Lao の組織運営能力強化を実施した。さらに、違法な出入国や国際的な武器・薬物等の違法取引が問題となっているガンビアや麻薬密輸取引を資金源とする武装集団の活動に伴い治安悪化が問題となっているモザンビークに対し、国境管理能力強化のための機材供与を行った。

パキスタンに対しては、アフガニスタンとの国境地域 (ハイバル・パフトゥンハー州新規編入地域) において、国連開発計画 (UNDP) を通じてコミュニティインフラの修復、女性及び若年層への職業訓

練を通じた生計向上、コミュニティの社会的結束力促進、及び地方行政基盤の整備等を支援した。

(3) 大規模災害を受けた被災国・被災者支援につき、トルコの地震被害に対し、国際緊急援助隊として救助チーム、医療チーム(1次隊～3次隊)、専門家チーム及び自衛隊部隊を派遣した他、フィリピンの油流出被害に対し、専門家チームを派遣した。アフガニスタンやトルコ・シリア地震への対応としてトルコ及びシリア、キリバス及びツバルの干害、キューバ、グアテマラ、ベリーズ、ホンジュラス等でのハリケーン、南スーダン、コンゴ民、パキスタン等での洪水被害等を含め計19件の自然災害(計18か国)に対し、緊急援助物資供与を実施した。加えて、ハイチにおけるコレラ感染拡大、スリランカやキルギスにおける人道状況の悪化に対し、国際機関を通じた緊急無償資金協力を実施した。また、ハイチに対しては、WFPと連携し、食糧を供与する支援を行ったほか、令和3年のハイチ南西部地震による被災地において、倒壊・半壊した医療施設の再建、医療機材を供与する支援を行った。国際調整については、平時より「国際捜索・救助諮問グループ(IN SARAG)、「国連災害評価調整(UNDAC)」、「緊急医療チーム(EMT)」の枠組み等を通じて研修・国際会議等に参加・貢献を行っている。また、トルコに派遣した国際緊急援助隊の一部隊員はこれら国際調整枠組みに参画し各国チームとの調整に貢献した。更に、日米豪印(クアッド)の枠組みでは、9月には「人道支援・災害救援(HADR)パートナーシップ」のガイドラインを発表し、12月には議長国インド主催でニューデリーで開催された第1回日米豪印HADRパートナーシップ年次会合・机上訓練に参加した。

フィリピンでは、8月31日、FAOを通じ、令和3年末の台風オデットにより被害を受けた農家及び漁民に対し、被災地域の農漁業分野の復旧・復興及び災害への強靱化に向け支援した3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

TICAD8において表明した方針の下、平和の安定の礎となるコミュニティの基盤強化に着目し、住民と行政の間の相互理解・協力関係を促進し、暴力的過激主義拡大を予防するため、コミュニティ・レベルでの行政と住民が協働する取組や、対話と信頼を重視した行政サービスの改善に向けた取組を支援した。また、治安維持能力強化のため、マリ及びブルワンダにおいて治安対策機材の供与を行い、社会の安定化に貢献した。

そのほか、グアテマラ及びホンジュラスにおいて、コミュニティ警察の普及を目指した警察人材育成支援を実施した。中央アジア5か国において、青年への暴力的過激主義の浸透の予防を通じた社会の安定化及び治安対策強化支援を行った。タジキスタンに、アフガニスタンにおける情勢悪化を受けた国境の治安の維持や安全の確保に加え、クロスボーダー市場を活用した国内ビジネスの促進やオンライン取引の導入による国境貿易の拡大、地域ぐるみの国境の治安維持管理体制の構築により、地元コミュニティへの経済や治安等への脅威の緩和支援を行った。ハイチにおいて、同国ニップ県ミラゴアンヌ市において、武装集団により脅かされる同地域の治安改善のため、老朽化または損傷した警察署を再建し、警察官の労働環境の改善を図る支援を行った。フィリピンでは、武装解除を進め、令和7年のバンサモロ自治政府の樹立に向けてミンダナオ和平を前進させるための支援を実施した。インドネシアでは、大学向けに「サイバーセキュリティ及びICT分野人材育成プロジェクト」を実施したほか、モンゴルでは、サイバーセキュリティに関与する公務員、現役講師、公務員向けに、「サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト」を実施した。

令和5年度目標

1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

(1) 自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有する国々の安定的成長や健全な社会形成は、より安定的な国際環境の形成及び我が国とそれら諸国との関係強化にとって重要である。そのために、司法制度や法制度整備支援、法執行能力強化支援、公務員の能力強化支援等を行う。

(2) 海洋における法の支配を徹底し、航行の自由及び海上安全を確保することは、海洋国家である我が国のみならず、国際社会全体の平和、安定及び繁栄の礎である。我が国にとって重要な海上交通の安全確保のためにも、シーレーン沿岸国等に対し、海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化する。

2 難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、災害時の緊急援助

(1) 難民・避難民を始めとする中東・アフリカ・アジア・中南米地域の諸課題の根本原因に対処するため、人道支援に加え、紛争予防や、中長期的な視点からの日本の強みをいかした「人づくり」、難民受入国(地域)支援など、社会安定化と包摂的成長のための開発協力を行う。

(2) グローバルな安全保障、平和構築、平和と安定に向けた取組のための支援を国際機関等とも協力・連携しつつ実施し、世界各地での国境管理支援、地雷対策支援等を継続する。

(3) 国際緊急援助隊の派遣や、緊急援助物資の供与、緊急無償資金協力を通じ、大規模災害を受けた被災国・被災者に対し支援を行う。人道支援・災害救済分野における国際調整等も行う。

3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策
国際社会の取組にもかかわらず、世界各地でテロが未だ発生する中、海外で活躍する日本人の安全を確保するためにも、安全対策・テロ対策強化を着実に進めるとともに、特に、途上国の保安能力強化・治安状況改善に資する機材供与や研修・訓練等による能力強化を通じ、これら途上国の治安状況改善を促す。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築 *

中期目標（--年度）

国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む。

令和3年度目標

我が国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改訂版」（令和元年12月）や「SDGsアクションプラン2021」を踏まえた二国間の開発協力を更に推進する。（二国間の開発協力を除く地球規模課題への取組については、施策VI-2を参照。）

1 SDGs達成に向けた協力

開発途上国が自ら開発課題に取り組めるように、途上国のSDGs達成に向けた取組に協力する。

2 保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)

(1) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 達成に向け、G20大阪サミット、TICAD7で合意した内容及び国連UHCハイレベル会合で採択された政治宣言を踏まえ、二国間支援による人材育成や制度整備を通じて、途上国の基礎的保健システムの強化に協力する。

(2) 新型コロナウイルス、エイズ、結核、マラリアの三大感染症、薬剤耐性菌等感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化、ワクチンの普及と使用促進、医薬品の開発等につき、二国間支援を行う。

3 食料（農業分野への支援、食料安全保障の強化）

「TICAD7における日本の取組」（令和元年8月）を踏まえ、アフリカの農業生産及び食料安全保障の強化、栄養改善に向けて、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）、小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP）、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA）のイニシアティブを通じた支援や、グローバル・フードバリューチェーン構築に向けた支援、品種改良等の農業技術の開発・展開支援など、農林水産業の活性化に向けた包括的な支援を行う。

4 女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成28年5月策定）を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備やSTEM（理数系）分野を含む女子教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行う。

5 教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」（平成27年9月）やG7、G20、TICAD7等における教育関連のコミットメントを踏まえ、学びの改善に向けた支援、女子教育支援、理数科教育支援など、我が国が有する知見・経験をいかしつつ、途上国の人材育成に協力する。

6 防災・津波対策（新たなイニシアティブの推進、「世界津波の日」（11月5日）の普及啓発）

「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」に基づき、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行うとともに、「世界津波の日」の普及啓発を行い、国際社会における「防災の主流化」を推進する。

7 水・衛生（「国際行動の10年『持続可能な開発のための水』（2018-2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

水・衛生分野に関する世界のトップドナーである我が国の技術・知見を活用し、平成30年3月から開始された「国際行動の10年『持続可能な開発のための水』（2018-2028）」の推進や途上国等における人材育成に協力する。

8 気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海洋プラスチックごみ対策の推進）

我が国の技術・制度を活用した省エネルギー・再生可能エネルギー等による気候変動への緩和策・適応策への支援の提供や防災対策と関連させた気候変動に対する強靱性の強化、海洋プラスチック

ごみ対策として、廃棄物管理・「3R」に関する能力構築、リサイクル・廃棄物処理等のインフラ整備等への協力を行うとともに、生物多様性保全等の地球環境問題への対応に取り組む。

施策の進捗状況・実績

1 SDGs 達成に向けた協力

JICAの「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」の第一回公示では32件、第二回公示では24件の中小企業等による提案を採択することで、SDGs 達成に資するビジネス計画の支援と開発途上国の抱える課題解決のための取組を継続した。「SDGs 実施指針改訂版」や「SDGs アクションプラン2022」に記載された8つの優先分野を踏まえ、全ての優先課題について国内実施の側面と国際協力の側面からの協力を行った。

開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国としての知見の両面を学ぶ機会を提供する「JICA 開発大学院連携」を引き続き推進したことを始め、様々な支援を通じてSDGs 達成に貢献する人材を育成した。

2 保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)

(1) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 達成に向けた協力実績

COVAX ワクチン・サミットや東京栄養サミットなどの国際会議の主催、財政的貢献を含む各種国際保健機関への支援等を通じて、UHCの推進と感染症対策を促進した。そのために、二国間援助に加え、グローバルファンドなどの国際機関・官民連携基金等とも連携しつつ、保健人材の育成や保健サービス制度の整備等を通じ、保健システムの構築・強化等の支援を行った。また保健に係る国際的議論を通じ、UHCの重要性に対する国際社会の理解を促進した上記取組により、UHC及び感染症対策を推進し、ひいては、人間の安全保障の具現化に寄与した。

(2) 新型コロナウイルス、三大感染症、薬剤耐性菌等感染症の予防・対策支援状況

令和4年3月末までに、東南アジア、南西アジア、太平洋島嶼国、中南米、アフリカ等の77か国・地域に対し、ワクチンを接種現場まで届けるためのコールドチェーン体制の整備等を行う「ラスト・ワン・マイル支援」として総額約180億円の無償資金協力を実施した。

国際機関等を通じ、受入国の感染症対策（予防及び対処）、そのための人材育成（能力開発）や制度整備支援を通じて保健システムの強化を実施し、各国における自立した感染症対策、母子保健制度の確立に貢献した。具体的には、三大感染症（HIV/エイズ、結核及びマラリア）対策、保健システム強化を実施するグローバルファンドへの支援、開発途上国におけるワクチンの導入及び接種率向上のための支援を行うGaviへの支援、母子保健の推進、性感染症対策等を実施する国連人口基金（UNFPA）及び国際家族計画連盟（IPPF）、公平な医薬品へのアクセス確保支援や低所得国の医薬品品質管理の支援等を行うユニットエイドへの支援等を実施した。

(3) その他特記事項

12月、東京栄養サミット2021を主催し、成長を妨げる低栄養と、生活習慣病等を引き起こす過栄養の「栄養の二重負荷」や、新型コロナウイルス感染症による世界的な栄養状況の悪化に対応すべく議論を主導した。栄養改善の国際的な取組の方向性について示した東京栄養宣言を発出した他、270億ドル以上の資金動員に貢献した。また、日本政府として今後3年間で3000億円以上の栄養関連支援を行うことを発表した。

3 食料（農業分野への支援、食料安全保障の強化）

農業生産及び食料安全保障の強化に対する我が国の取組として、TICAD7で打ち出した「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）」における2030年までのサブサハラ・アフリカのコメの生産量の更なる倍増（2800万t→5600万t）、小規模農民の収入増加のための「市場志向型農業振興アプローチ（SHEP）」による100万人への裨益、IFNAにおけるアフリカの2億人の子どもたちへの栄養改善といった目標に沿う形でコートジボワール、セネガル、ガーナ等において支援を実施した。

また、紛争、気候変動、新型コロナに起因する社会経済的な影響等を受けて、食料不足・栄養不足等が各地で生じたことに対処するため、国際機関等を経由して、ナイジェリア等において栄養改善、食料供給の回復・強化のための支援やエチオピア等において緊急食糧支援を実施した。さらに、アフリカにおいて、環境に適合した農作物の新品種及び栽培技術の開発や地域農作物の付加価値向上に向けた栄養評価手法の開発等を行った。

4 女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成28年5月策定）に基づき、①権利の尊重、②能力発揮のための基盤の整備、③政治、経済、公共分野におけるリーダーシップ向上を重点分野として、ジェンダー主流化の観点から、あらゆる分野や課題の支援に当たって、社会における男女双方の多様な役割や責任、男女で異なる課題・ニーズを把握して取り組むなど、ジェンダーの視点に立った

事業実施を推進した。具体的には、ジェンダー分野における国際的開発フォーラムである OECD-DAC ジェンダー平等ネットワーク (GENDERNET) 会合に引き続き参画し、開発協力機関がジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた協力を効果的に実施にできるようデザインされた実践的ハンドブックである「開発協力におけるジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関するガイダンス」の完成に貢献した。また、前述の重点分野に基づいてベトナムでの人身取引対策、カンボジアにおける女性の経済活動への参画、パキスタン国内の女性家内労働者が多い地域における生計向上等の事業を実施した。

5 教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」に基づき、包括的かつ公正な質の高い学びに向けての教育協力、産業・科学技術人材育成と持続可能な社会経済開発のための教育協力、国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大に取り組んだ。我が国の知見・経験を活用し、文部科学省と連携の下、日本型教育の海外展開支援を実施した。また、7月の世界教育サミットでは、茂木外務大臣（当時）から今後5年間で750万人の途上国の女子教育と人材育成のための支援及び15億ドル以上の教育支援を実施する旨表明した。

6 防災・津波対策（新たなイニシアティブの推進、「世界津波の日」（11月5日）の普及啓発）

「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」に基づき、洪水対策等のハード面での支援や、途上国の防災計画の策定支援並びに行政官や地方リーダーへの人材育成・防災教育を実施し、災害に強い世界の強靱化に貢献した。

また、新型コロナの感染拡大をめぐる状況を踏まえて、津波防災に対する意識向上を目的とするオンラインイベントを国連防災機関 (UNDRR) と共催したほか、アジア・大洋州の女性行政官などを対象とした津波に関する研修の実施、学校を対象とした津波避難訓練の実施などを支援した。

7 水・衛生（「国際行動の10年『持続可能な開発のための水』(2018-2028)」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

開発援助委員会 (DAC) 諸国の水・衛生分野でのトップドナーとして、「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の10年 (2018-2028)」の推進に向け、給水人口増加への対応やサービス水準改善のため資金協力による施設整備を実施するとともに、統合水資源管理等に関する技術協力を実施した。

8 気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海洋プラスチックごみ対策の推進）

海洋プラスチックごみ対策においては、国連環境計画 (UNEP) を通じて、我が国の技術を活用し、メコン川流域におけるプラスチック汚染のモニタリング、プラスチックの収集・リサイクル等の技術支援等を行うプロジェクトへの支援を決定した。令和4年2月開催の国連環境総会

(UNEA5.2) において、プラスチック汚染に関する世界初となる国際約束の作成に向けた政府間委員会の設立に関する決議の採択に大きく貢献した。

生物多様性分野においては、ボツワナにおけるゾウの死因調査及び象牙回収プロジェクトへの支援を決定するなど野生動物違法取引対策に貢献した。また、気候変動対策にも貢献する形で生物多様性の保全が達成できるよう、国際熱帯木材機関 (ITTO) を通じ、パナマにおいて違法伐採・貿易を削減するため政府の森林管理能力強化及び木材トレーサビリティシステムの拡大を図るためのプロジェクトへの支援を決定した。

6月、日本はG7コーンウォール・サミットにおいて、向こう5年間で、官民合わせて600億ドル規模の支援をすることと、適応分野の支援を強化していく考えを表明した。

10月、日本は2050年カーボンニュートラルと統合的で、野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度比で46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けるという新たな削減目標を記載した国が決定する貢献 (NDC) を国連気候変動枠組条約事務局へ提出した。

10～11月に開催されたCOP26では、岸田総理大臣が首脳級会合「世界リーダーズ・サミット」に参加し、今後5年間で官民合わせて最大100億ドルの資金支援の追加コミットメント及び適応資金支援の倍増等を表明し、多くの参加国・機関から高い評価と歓迎の意が示された。

令和4年度目標

我が国の「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針改訂版」(令和元年12月)や「SDGsアクションプラン2022」を踏まえた二国間の開発協力を更に推進する。(二国間の開発協力を除く地球規模課題への取組については、施策VI-2を参照。)

1 SDGs 達成に向けた協力

開発途上国が自ら開発課題に取り組めるように、途上国のSDGs達成に向けた取組に協力する。

2 保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)

(1) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 達成に向け、本年前半に日本がホストする日米豪印首脳会合、TICAD8、国際保健関連の各種増資、2023年の日本ホストのG7サミット、2023年国連UHCハイレベル会合なども視野に、二国間援助に加え、グローバルファンドなどの国際機関・官民連携基金等とも連携しつつ、保健人材の育成や保健サービス制度の整備等を通じ、保健システムの構築・強化や、新型コロナを含む感染症対策を推進し、ひいては、人間の安全保障の具現化に寄与する。

(2) 新型コロナウイルス、エイズ、結核、マラリアの三大感染症、薬剤耐性菌等感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化、ワクチンの普及と使用促進、医薬品の開発等につき、二国間支援を行う。

3 食料（農業分野への支援、食料安全保障の強化）

「TICAD7における日本の取組」（令和元年8月）を踏まえ、アフリカの農業生産及び食料安全保障の強化、栄養改善に向けて、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）、小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP）、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA）のイニシアティブを通じた支援や、グローバル・フードバリューチェーン構築に向けた支援、品種改良等の農業技術の開発・展開支援など、農林水産業の活性化に向けた包括的な支援を行う。

4 女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成28年5月策定）を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備やSTEM（理数系）分野を含む女子教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行う。

5 教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」（平成27年9月）やG7、G20、TICAD7等における教育関連のコミットメントを踏まえ、学びの改善に向けた支援、女子教育支援、理数科教育支援など、我が国が有する知見・経験をいかしつつ、途上国の人材育成に協力する。

6 防災・津波対策（新たなイニシアティブの推進、「世界津波の日」（11月5日）の普及啓発）

「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」に基づき、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行うとともに、「世界津波の日」の普及啓発を行い、国際社会における「防災の主流化」を推進する。

7 水・衛生（「国際行動の10年『持続可能な開発のための水』（2018－2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

水・衛生分野に関する世界のトップドナーである我が国の技術・知見を活用し、平成30年3月から開始された「国際行動の10年『持続可能な開発のための水』（2018－2028）」の推進や途上国等における人材育成に協力する。

8 気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海洋プラスチックごみ対策の推進）

我が国の技術・制度を活用した省エネルギー・再生可能エネルギー等による気候変動への緩和策・適応策への支援の提供や防災対策と関連させた気候変動に対する強靱性の強化、海洋プラスチックごみ対策として、海洋プラスチックを含むプラスチック汚染に関する国際約束の交渉における我が国の意見の反映に努めつつ、廃棄物管理・「3R」に関する能力構築、リサイクル・廃棄物処理等のインフラ整備等への協力を行うとともに、生物多様性保全等の地球環境問題への対応に取り組む。

施策の進捗状況・実績

1 SDGs達成に向けた協力

JICAの「中小企業・SDGsビジネス支援事業」令和4年度公示は、中小企業からの提案52件を含む計59件を採択することで、SDGs達成に資するビジネス計画の支援と開発途上国の抱える課題解決のための取組を継続した。「SDGs実施指針改定版」や「SDGsアクションプラン2023」に記載された8つの優先分野を踏まえ、全ての優先課題について国内実施の側面と国際協力の側面からの協力を行った。

2 保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)

(1) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 達成に向けた協力実績

日米豪印首脳会合やTICAD8等国际会議の主催、財政的貢献を含む各種国際保健機関への支援等を通じて、UHC及び感染症対策を推進した。そのために、二国間援助に加え、国際機関・官民連携基金等とも連携しつつ、保健人材の育成や保健サービス供給支援等を通じ、基礎的保健システムの構築・強化等の支援を行った。また、保健に係る国際的議論を通じ、UHCの重要性に対する国際社会の理解

を促進した。上記取組により、UHC及び感染症対策を推進し、ひいては、人間の安全保障の具現化に寄与した。

(2) 新型コロナウイルス、三大感染症、薬剤耐性菌等感染症の予防・対策支援状況

令和5年3月末までに、32か国・地域に対して約4,400万回分のワクチンを供与したほか、東南アジア、南西アジア、太平洋島嶼国、中南米、アフリカ等の78か国・地域に対し、ワクチンを接種現場まで届けるためのコールドチェーン体制の整備等を行う「ラスト・ワン・マイル支援」として総額約185億円の無償資金協力を実施した。また、新型コロナウイルスの流行が急性期を過ぎた後を見据え、ワクチン接種データ管理を含めた経済社会の再活性化や人的往来の再開のための支援をインド太平洋を中心に最大1億ドル規模で開始した。

そのほか、三大感染症（HIV／エイズ、結核及びマラリア）対策、保健システム強化を実施するグローバルファンドへの支援、開発途上国におけるワクチンの導入及び接種率向上のための支援を行うGaviワクチンアライアンスへの支援、母子保健の推進、性感染症対策等を実施する国連人口基金（UNFPA）及び国際家族計画連盟（IPPF）、公平な医薬品へのアクセス確保支援や低中所得国の医薬品品質管理の支援等を行うユニットエイドへの支援等を実施した。

3 食料（農業分野への支援、食料安全保障の強化）

アフリカ地域では、CARD、SHEP、IFNA、それぞれの目標の達成に向けて、ウガンダ、ケニア、タンザニア等において、コメの生産量増加や農家収入の向上、栄養改善に向けた支援を行った。また、8月に開催されたTICAD8では、アフリカにおける食糧危機が深刻化していることを受け、アフリカ開発銀行（AfDB）の緊急食糧生産ファシリティと協調した約3億ドルの食料生産強化支援、CARDやSHEPを通じた農業人材育成、コメの生産量倍増に向けた支援等を行い、引き続きアフリカの食料安全保障強化に貢献することを表明した。

また、紛争や気候変動等に起因する社会経済的な影響等を受けて、食料不安や栄養不足等が各地で生じたことに対処するため、国際機関等を経由して、エチオピア、ガーナ、ナミビア等において栄養改善、食料供給の回復・強化のための支援やソマリア等において緊急食料支援を実施した。

さらに、アフリカにおいて、環境に適合した農作物の新品種及び栽培技術の開発や地域農作物の付加価値向上に向けた栄養評価手法の開発・普及等を行った。

4 女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成28年5月策定）に基づき、①権利の尊重、②能力発揮のための基盤の整備、③政治、経済、公共分野におけるリーダーシップ向上を重点分野として、ジェンダー主流化の観点から、開発協力のあらゆる段階における女性の参画を推進する案件を実施した。具体的取組事例として、①ではインドにて女性に優しいインフラとして女性専用車両の設置、②ではコンゴ（民）における女性警察官育成、③では、スリランカにおける女性のリーダーシップ強化を通じたエンパワーメント促進支援等が挙げられる。

5 教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」（平成27年9月策定）に基づき、包括的かつ公正な質の高い学びに向けての教育協力、産業・科学技術人材育成と持続可能な社会経済開発のための教育協力、国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大に取り組んだ。我が国の知見・経験を活用し、文部科学省と連携の下、日本型教育の海外展開支援を実施した。また、8月のTICAD8では、岸田総理大臣は、アフリカにおいて、400万人の女子の質の高い教育へのアクセスを改善し、また、今後3年間で産業人材を含む幅広い分野で30万人の人材育成を支援する旨を表明した。

6 防災・津波対策（新たなイニシアティブの推進、「世界津波の日」（11月5日）の普及啓発）

「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」に基づき、洪水対策等のハード面での支援や、途上国の防災計画の策定支援並びに行政官の人材育成等を実施し、世界の強靱化の推進に貢献した。

東ティモールでは、無償資金協力として災害リスク軽減及び復旧のための機材整備計画にて、災害リスク軽減と復旧に関する能力強化を図り、当国の災害に強い街づくりに寄与する支援するとともに、無償資金協力として洪水被災インフラ緊急復旧計画、甚大な被害を受けた首都の基盤インフラや地方部の農業インフラを復旧する支援を実施した。

7 水・衛生（「国際行動の10年『持続可能な開発のための水』（2018-2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

開発援助委員会（DAC）諸国の水・衛生分野でのトップドナーのひとりとして、「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の10年（2018-2028）」の推進に向け、4月に岸田総理から発表した「熊本水イニシアティブ」にも基づき、給水人口増加への対応やサービス水準改善のため資金協力による施設整備を実施するとともに、統合水資源管理等に関する技術協力を実施した。

8 気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海洋プラスチックごみ対策の推進）

気候変動への適応策・緩和策への支援については、二国間クレジット制度（JCM）を推進し、令和4年度には新たに8か国とJCM協力覚書に署名し、同年度末時点で25か国とJCMを構築した。世界全体で230件以上の温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトを実施した。また、公正なエネルギー移行パートナーシップ（JETP）を通じてパートナー国における高排出インフラの早期退役の加速化と、再生可能エネルギー及び関連インフラへの投資のための支援を実施した。11月には日米が共同リード国として交渉を主導したインドネシアJETPの共同声明を発表し、12月にはベトナムJETPの政治宣言を発表した。

また、国連環境計画（UNEP）を通じて、タイ及びベトナム等のメコン川流域国におけるプラスチックによる汚染のモニタリング支援、気候変動の影響による河川生態系の変化に関する調査等を行うことで、プラスチック汚染や気候変動に対し強靱な社会を構築する支援を行った。また、大洋州小島嶼開発途上国とメコン川流域国におけるプラスチック汚染管理のための評価モニタリングのためのツールとプロトコルの強化、および廃棄物管理システムの強化のための支援を決定した。

生物多様性分野においては、野生動物の違法取引対策への貢献として、ザンビアのローワザンベジ国立公園において国立公園と人の居住地の境部にフェンスを建設し、人間とゾウの軋轢を最小化するとともに密猟監視施設を建設するプロジェクトが6月に完了するとともに、ナミビアのエトシヤ国立公園において安全な象牙の保管を通じてゾウの保全を強化するプロジェクトへの支援を決定した。また、気候変動対策にも貢献する形で生物多様性の保全が達成できるよう、国際熱帯木材機関（ITTO）を通じ、コロンビア、コスタリカ、フィジー、及びマレーシアにおける持続可能な森林経営に関するプロジェクトへの支援を決定した。

令和5年度目標

1 SDGs 達成に向けた協力

開発途上国が自ら開発課題に取り組めるように、途上国のSDGs達成に向けた取組に協力する。

2 保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)

(1) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 達成に向け、G7長崎保健大臣会合やG7広島サミット、国連総会 UHC ハイレベル会合、同 PPR (予防・備え・対応) ハイレベル会合などにおける議論を主導し、二国間援助に加え、国際機関・官民連携基金等とも連携しつつ、保健人材の育成や保健サービス制度の整備等を通じ、保健システムの構築・強化や、新型コロナウイルスを含む感染症対策を推進し、ひいては、人間の安全保障の具現化に寄与する。

(2) 新型コロナウイルス、エイズ、結核、マラリアの三大感染症、薬剤耐性菌等感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化、ワクチンの普及と使用促進、医薬品の開発等につき、二国間支援を行う。

3 食料（農業分野への支援、食料安全保障の強化）

「TICAD8における日本の取組」（令和4年8月）を踏まえ、アフリカの農業生産及び食料安全保障の強化、栄養改善に向けて、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）、小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP）等を通じた支援を行うとともに、G7の議長国として食料安全保障の議論をリードし、グローバルな食料安全保障に関するイニシアティブや会合へ積極的に関与することで、持続可能な農業・食料システムの構築に取り組む。

4 女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成28年5月策定。開発協力の改訂後に右戦略も改訂を予定。）を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備やSTEM（理数系）分野を含む女子教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行う。

5 教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」（開発協力大綱の改訂後に右戦略も改訂を予定）や、G7、G20、TICAD8等における教育関連のコミットメントを踏まえ、学びの改善に向けた支援、女子教育支援、理数科教育支援など、我が国が有する知見・経験をいかしつつ、途上国の人材育成に協力する。

6 防災・津波対策（世界の強靱化の更な推進、「世界津波の日」（11月5日）の普及啓発）

我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行うとともに、「世界津波の日」の普及啓発を行い、国際社会における「防災の主流化」を推進する。

7 水・衛生（「国際行動の10年『持続可能な開発のための水』（2018-2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

「熊本水イニシアティブ」に基づき、我が国の技術・知見を活用し、平成30年3月から開始された「国際行動の10年『持続可能な開発のための水』(2018-2028)」の推進や途上国等における人材育成に協力する。

8 気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海洋プラスチックごみ対策の推進）

我が国の技術・制度を活用した省エネルギー・再生可能エネルギー等による気候変動への緩和策・適応策への支援の提供や防災対策と関連させた気候変動に対する強靱性の強化、海洋プラスチックごみ対策として、海洋プラスチックを含むプラスチック汚染に関する国際約束の交渉を主導し、廃棄物管理・「3R」に関する能力構築、リサイクル・廃棄物処理等のインフラ整備等への協力を行うとともに、生物多様性保全等の地球環境問題への対応に取り組む。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を全体として維持し、その達成に向け推進する。

測定指標4 連携の強化 *

中期目標（一年度）

ODAが、開発に資する様々な活動の中核として、多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する。

令和3年度目標

1 国民参加機会の拡大

(1) 我が国の地方自治体が有する技術・ノウハウや我が国の中小企業等の優れた製品・技術等を活用することで官民連携を推進し、開発途上国の経済社会開発に貢献するとともに、これを通じ、我が国地方の活性化を図る。

(2) JICAによる長期研修や人材育成奨学計画(JDS)等を通じて、将来の開発政策を指導する親日派・知日派人材の育成を支援し、我が国の大学・研究機関等との連携を強化する。また、「JICA開発大学院連携」を通じ、我が国の近代化及び開発経験等の共有を目的とした理解促進プログラムを推進する。

(3) 開発協力の重要なパートナーであるNGOとの連携・協働を更に強化する。既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用するとともに、活動に対する資金協力、組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行うことで、NGOによるODAへの積極的な参画と情報共有を引き続き推進する。

(4) JICAのボランティア事業(JICA海外協力隊)については、これまでに実施した見直しの定着を確保しつつ、引き続き推進する。

2 国際機関・地域機関・諸外国等との連携

我が国がグローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには、二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワーク又は開発資金を有する国際機関を最大限活用するとともに、ドナー間の連携も強化し、支援の相乗効果を実現することが重要である。そのために、国際機関等との政策調整を行うとともに、国際機関等を通じた支援を実施する際には、二国間協力との連携及び日本のNGO・企業等の参加の可能性を追求する等、「顔の見える開発協力」となる可能性を高めるよう努める。また、経済協力開発機構(OECD)開発援助委員会(DAC)における取組を含め、幅広い開発課題に関して他のドナー等との協調を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 国民参加機会の拡大

(1) 中小企業の海外展開を支援するJICA「中小企業・SDGsビジネス支援事業」では測定指標3令和3年度年度目標1実績欄に記載のとおり、基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業を合わせ、第一回公示では32件を採択し、第二回公示は、24件を採択した。なお、新型コロナウイルスの感染拡大により現地渡航が困難となったことを踏まえ、従来の海外渡航による調査を前提とした「一般型」に加え、日本国内での調査活動及び現地人材の活用を主とする遠隔実施型のどちらかを企業が選択できる募集形式を継続した。提案法人と地域金融機関が連携して海外展開を検討・調査する「地域金融機関連携案件」は、22件採択された。

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大により受入れが一旦停止したものの、「特段の事情(公益性)」の下で、研修員・留学生の来日が一定程度実現した。人材育成奨学計画(JDS)では令和3年度に381

名の若手行政官を受け入れ、同計画と連携した日本理解プログラムを実施した。JICA 長期研修員についても、令和2年10月から令和3年度末までに約940名の入国を認めた。JICA 短期研修員に関しては、本邦での研修に代えてオンラインで実施可能な研修を遠隔で実施することとし、令和3年度は、4,856名を対象にオンライン研修を実施した。研修員（学位課程就学者）受入れに係る覚書を締結した大学は更に拡大し、連携を強化した。日本の近代の開発経験と戦後の援助実施国としての知見の両面を学ぶ「日本理解プログラム」等の実施を通じ、「JICA 開発大学院連携」を推進した。

(3) NGO との連携・協働の強化として、日本 NGO 連携無償資金協力事業（社会経済開発事業）を約57億円（96件）、ジャパン・プラットフォーム事業（緊急人道支援事業）を約35億円（94件）の資金協力を実施した。日本の NGO/CSO、地方自治体、大学、民間企業等の団体と JICA の共同事業である JICA の草の根技術協力事業としては、パートナー型・支援型合計で約12億円（31件）を採択した。NGO の組織基盤強化に向けた取組として、NGO インターン・プログラムで8団体、NGO スタディ・プログラムで4名、NGO 相談員15団体、NGO 研究会2件の能力向上支援を実施した。NGO との対話の場である NGO・外務省定期協議会に関しては、新型コロナウイルスの影響でオンラインにて連携推進委員会を2回、ODA 政策協議会を1回実施し対話の継続を図った。

(4) 前年度に引き続き、JICA のボランティア事業の応募者拡大に向けた取組として、若者層の関心を捉えるためのインターネットによるターゲティング広告や、WEB 上での説明会実施等、ICT 技術を活用した応募促進策を強化した。特にコロナ禍で集合型の募集説明会やイベントの実施に制約があった中、令和3（2021）年度春募集では、オンラインコミュニケーション技術を活用し、オンライン個別説明会、職種別・男女別・シニア層・現職参加者等の特定層別説明会を開催した。イベントでは、国内と海外拠点を繋ぎオンライン座談会を実施した。また、現職教員の事業参加促進を目的に、参加者の所属先の雇用を継続するための現職教員派遣委託費制度の運用を開始した。隊員の帰国後支援の教育訓練手当の一環として、隊員経験の社会還元強化を目的に国内外の大学院への進学を志望する者を対象とした奨学金給付事業を開始した。

2 国際機関・地域機関・諸外国等との連携

我が国からの拠出金を含む国際機関の予算を我が国の二国間開発協力の文脈で効率的・効果的に活用する観点から、マルチ・バイ連携の必要性が高まっている。こうした認識を踏まえ、国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現するため、10月に UNICEF と、12月に国連開発計画（UNDP）と、それぞれ戦略対話を開催した。我が国と UNICEF 及び UNDP との優先課題について意見交換することを通じて、連携と政策の調整を図った。

OECD 開発援助委員会（DAC）では、ODA 実績が正当に評価されるための測定方法の改定や ODA を触媒とした民間資金の動員の方策、新興ドナーへのアウトリーチ、新型コロナウイルス感染症対策や気候変動問題に関する援助の在り方についての議論にも積極的に参加した。また OECD 開発センター（DEV）では、12月のハイレベル会合において、日本から質の高いインフラ投資の重要性を発信した。主要ドナーとの対話としては、4月、日英開発政策対話フォローアップ会合、6月、日中開発協力政策局長級協議、12月、鈴木外務副大臣とパワー米国 USAID 長官とのテレビ会談、令和4年2月、日独開発政策局長級意見交換を実施し、双方の開発政策、重点分野等について意見交換を行った。

令和4年度目標

1 国民参加機会の拡大

(1) 我が国の地方自治体が有する技術・ノウハウや我が国の中小企業等の優れた製品・技術等を活用することで官民連携を推進し、開発途上国の経済社会開発に貢献するとともに、これを通じ、我が国地方の活性化を図る。

(2) JICA による長期研修や人材育成奨学計画（JDS）等を通じて、将来の開発政策を指導する親日派・知日派人材の育成を支援し、我が国の大学・研究機関等との連携を強化する。また、「JICA 開発大学院連携」を通じ、我が国の近代化及び開発経験等の共有を目的とした理解促進プログラムを推進する。

(3) 開発協力の重要なパートナーである NGO との連携・協働を更に強化する。既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用するとともに、活動に対する資金協力、組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行うことで、NGO による ODA への積極的な参画と情報共有を引き続き推進する。

(4) JICA のボランティア事業（JICA 海外協力隊）については、これまでに実施した見直しの定着を確保しつつ、引き続き推進する。

2 国際機関・地域機関・諸外国等との連携

我が国がグローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには、二国間協力の効率的・効果的

な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワーク又は開発資金を有する国際機関を最大限活用するとともに、ドナー間の連携も強化し、支援の相乗効果を実現することが重要である。そのために、国際機関等との政策調整を行うとともに、国際機関等を通じた支援を実施する際には、二国間協力との連携及び日本の NGO・企業等の参加の可能性を追求する等、「顔の見える開発協力」となる可能性を高めるよう努める。また、経済協力開発機構 (OECD) 開発援助委員会 (DAC) における取組を含め、幅広い開発課題に関して他のドナー等との協調を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 国民参加機会の拡大

- (1) 中小企業の海外展開を支援する JICA「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」では測定指標 3 令和 4 年度年度目標 1 実績欄に記載のとおり、令和 4 年度公示は、より使い勝手が良く、効果の高い事業とするため、試行的な制度改編を行い、従来の「普及・実証・ビジネス化事業」は継続する一方、「基礎調査」及び「案件化調査」は廃止し、新たに「ニーズ確認調査」及び「ビジネス化実証事業」を募集し、中小企業からの提案 52 件を含む計 59 件を採択した。提案法人と地域金融機関が連携して海外展開を検討・調査する「地域金融機関連携案件」は、13 件採択された。
- (2) 人材育成奨学計画 (JDS) では令和 4 年度に約 302 名の若手行政官を受け入れ、同計画と連携した日本理解プログラムを実施した。JICA 長期研修員についても、令和 4 年度は約 650 名を受け入れた。JICA 短期研修員に関しては、令和 4 年度は、約 7,500 名を対象に幅広い分野に関する研修を約 800 コース実施した。研修員 (学位課程就学者) 受入れに係る覚書を締結した大学は 6 校増加し、連携を強化した。日本の近代の開発経験と戦後の援助実施国としての知見の両面を学ぶ「日本理解プログラム」の 9 回にわたる実施等を通じ、「JICA 開発大学院連携」を推進した。
- (3) NGO との連携・協働の強化として、日本 NGO 連携無償資金協力事業 (社会経済開発事業) を通じて約 70 億円 (117 件)、ジャパン・プラットフォーム事業 (緊急人道支援事業) を通じて約 81 億円 (143 件) の資金協力を実施した。日本の NGO/CSO、地方自治体、大学、民間企業等の団体と JICA の共同事業である JICA の草の根技術協力事業としては、パートナー型・支援型・地域活性化型合計で約 13 億円 (24 件) を採択した。NGO の組織基盤強化に向けた取組として、NGO インターン・プログラムで 7 団体、NGO スタディ・プログラムで 8 名、NGO 相談員 15 団体、NGO 研究会 2 件の能力向上支援を実施した。NGO との対話の場である NGO・外務省定期協議会に関しては、全体会議及び開発協力大綱の改定に関する臨時全体会議を 1 回ずつ、連携推進委員会及び ODA 政策協議会をそれぞれ 3 回、合計 8 回行い、対話の継続・拡充を図った。
- (4) JICA ボランティア事業については、令和元 (2019) 年度以来となる JICA 海外協力隊の春・秋 2 回の募集を行うとともに、対面での募集説明会も再開するなど募集活動を活発に展開した結果、長期派遣への応募者は春・秋募集合わせて 2,535 名となり、コロナ前の水準に回復した。また、DX を活用した派遣中隊員の技術支援、隊員の再派遣促進、在外拠点における案件形成の促進や受入基盤整備、派遣地域の拡大、国内における感染状況に即したコロナ対策と訓練規模拡大に取り組んだ。国内における外国人材の受入や多文化共生社会の実現、地方創生の推進も念頭に、愛媛県、岩手県遠野市、群馬県甘楽町と協力の覚書を締結し、JICA ボランティア事業 (特にグローバル・プログラム) を通じた帰国後の社会還元を見据えた人材育成を推進した。さらに、開発途上地域に加え国内にも貢献する事業のあり方と成果を積極的に発信した。

2 国際機関・地域機関・諸外国等との連携

経済協力開発機構 (OECD) 開発援助委員会 (DAC) における ODA 実績が正当に評価されるための測定方法の改定や ODA を触媒とした民間資金の動員の方策、新型コロナウイルス対策や気候変動問題に関する援助の在り方についての議論に積極的に参加した。また、新興ドナーが行う途上国支援が、国際的な基準や慣行と整合する形で説明責任と透明性をもって行われるよう、DAC として相互学習の機会を設けるなどの働きかけを行った。主要ドナーとの対話としては、7 月に鈴木外務副大臣とサージャン・カナダ国際開発大臣とのテレビ会談、令和 5 年 1 月に武井外務副大臣とミッチェル英外務・開発省担当大臣とのテレビ会談、シーファー米国際開発庁 (USAID) 長官補の大臣・次官表敬及び国際協力局長との意見交換、令和 5 年 2 月に武井外務副大臣とサージャン・カナダ国際開発大臣とのテレビ会談、及び日英開発政策対話 (局長級) を実施し、それぞれのカウンターパートと開発分野の諸課題、日本の G7 議長国下における協力等について意見交換を行った。

我が国からの拠出金を含む国際機関の予算を我が国の二国間開発協力の文脈で効率的・効果的に活用する観点から、マルチ・バイ連携の必要性が高まっている。こうした認識を踏まえ、国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現するため、10 月に UNICEF と、令和 5 年 1 月に国連開発計画 (UNDP) と、それぞれ戦略対話を開催した。我が国と UNICEF 及び UNDP との優先課題について意見

交換することを通じて、連携と政策の調整を図った。

令和5年度目標

1 国民参加機会の拡大

- (1) 我が国の地方自治体が有する技術・ノウハウや我が国の中小企業等の優れた製品・技術等を活用することで官民連携を推進し、開発途上国の経済社会開発に貢献するとともに、これを通じ、我が国地方の活性化を図る。
- (2) JICAによる長期研修や人材育成奨学計画(JDS)等を通じて、将来の開発協力を含む二国間関係や地域・多国間外交等を指導する親日派・知日派人材の育成を支援し、我が国の大学・研究機関等との連携を強化する。また、「JICA 開発大学院連携」を通じ、我が国の近代化及び開発経験等の共有を目的とした理解促進プログラムを推進する。
- (3) 開発協力の重要なパートナーである NGO との連携・協働を更に強化する。既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用するとともに、活動に対する資金協力、組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行うことで、NGO による ODA への積極的な参画と情報共有を引き続き推進する。
- (4) JICA ボランティア事業(JICA 海外協力隊)については、令和6年度までに派遣中隊員数をコロナ前の水準である2,000人に回復すべく、引き続き取り組みを推進する。また、途上国も日本も活性化させる国際的な人材としての JICA 海外協力隊の更なる強化を図る。

2 国際機関・地域機関・諸外国等との連携

我が国がグローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには、二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワーク又は開発資金を有する国際機関を最大限活用するとともに、ドナー間の連携も強化し、支援の相乗効果を実現することが重要である。そのために、国際機関等との政策調整を行うとともに、国際機関等を通じた支援を実施する際には、二国間協力との連携及び日本の NGO・企業等の参加の可能性を追求する等、「顔の見える開発協力」となる可能性を高めるよう努める。また、OECD/DACにおける取組を含め、幅広い開発課題に関して他のドナー等との協調を推進する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を全体として維持し、その達成に向け推進するが、JDS の意義をより強く反映させるため修正を加えた。

測定指標5 国民の理解促進、開発教育の推進

中期目標(一年度)

開発協力への国民の理解と支持を得る。

令和3年度目標

1 開発協力に関する講座

全国の高校、大学等に対し ODA 出前講座の一層の周知を図り、より多くの出前講座を開催し、ODA に対する若年層の理解促進に努める。開発協力等に関するイベントの機会を捉え、積極的に広報活動を行う。

2 開発協力コンテンツを使った情報発信

より多くの国民に開発協力への理解が広がるよう、わかりやすい開発協力コンテンツを制作し、継続的に情報発信をしていくことで、開発協力に対する支持・関心度を伸ばしていく。

3 SNS を使った情報発信

SNS を活用した情報発信を継続し、省内既存のアカウントとも連携しながら、柔らかく丁寧な説明、魅力的な画像等を活用し、若者の無関心層等、ターゲット層を意識しつつ開発協力への理解促進を目指す。

4 国際協力イベントを通じた情報発信

グローバルフェスタ JAPAN2021 を対面またはオンライン(またはその併用)にて開催する。視聴者・参加者が国際協力をより身近なものに感じ、ODA を含む国際協力の現状や必要性、政府と NGO の協力などについて理解や認識を深める機会を提供する。

施策の進捗状況・実績

1 開発協力に関する講座

全国の中学、高校、大学等に対し新型コロナ対策としてオンラインにて ODA 出前講座を 20 回実施し、例年の水準を上回る計 2,823 人の参加を得た。オンラインの特性を活かし地方への訴求に力を入れた。

2 開発協力コンテンツを使った情報発信

(1) アニメ「鷹の爪団の 行け！ODA マン」

アニメ「秘密結社 鷹の爪」の主人公「吉田くん」を ODA 広報キャラクター「ODA マン」として令和 2 年度に引き続き採用し、ODA 紹介動画を全 3 本（「港湾整備でパートナー“シップ”！の巻」、「発展への道に ODA の巻」、「都市鉄道を通して未来を描くの巻」）を制作・発信し、合計再生数は延べ 97 万回を超え、例年を上回る視聴者数を得た他、「BS よしもと」にて放映した開発協力広報ドラマ「ファーストステップ ～世界をつなぐ愛のしるし～」のテレビ CM としても放映した。

(2) ドキュメンタリー動画「フロントランナー ～未来を作る日本人たち」

又吉直樹氏をナビゲーターとして迎え、人間の安全保障を中心テーマとして「防災編（ダイジェスト版・対談版）」、「平和構築編（ダイジェスト版・対談版）」、「保健・栄養編（ダイジェスト版・対談版）」の計 6 本を制作した。世界の一線で活躍する専門家に焦点を当てた本動画の再生回数は延べ 25 万回を超えた他、1 万人以上の参加者を得たグローバルフェスタ JAPAN2021 や京都国際映画祭等のイベントにおいてもプロモーションを行い、多くの注目を集め、開発協力に対する理解促進に貢献している。また、同企画における「保健・栄養編」をテーマとした開発協力広報ドラマ「ファーストステップ ～世界をつなぐ愛のしるし～」を白石聖氏、フォンチー氏を出演者として制作し、「BS よしもと」にて令和 4 年 3 月 27 日放映を実施し、外務省 YouTube 等でも公開し、累計で 16,000 人以上のリーチ数を得た。

3 SNS を使った情報発信

(1) Twitter

令和 2 年度に引き続き Twitter を活用した情報発信を継続し、省内既存のアカウントとも連携しながら、ODA に対する認知度を向上させ、親しみを醸成し、ODA に対する理解と支持を促進した。シンプルかつ関心の引く書きぶりを心がけることにより、フォロワー数は 11,000 名規模を維持した。

(2) ウェブ広告

上記アニメ動画「鷹の爪団の 行け！ODA マン」及びドキュメンタリー動画「フロントランナー ～未来を作る日本人たち」について、Google、YouTube、Facebook といったウェブ媒体に動画広告を出稿するなど、時代の変化に合わせた様々な媒体を組み合わせることで、幅広い世代に届くよう工夫を凝らした。

4 国際協力イベントを通じた情報発信

10 月、グローバルフェスタ JAPAN2021 を対面（東京国際フォーラム）及びオンラインを併用したハイブリッド形式で開催し、1 万人を超える参加者・視聴者を得た。本フェスタでは、国際的な潮流や国内の状況をふまえ、多様性、地方活性化、若者をテーマとして設定し、このテーマに沿った形でステージイベントやフォトコンテストのほか出展ブース、オンラインセッション等を開催することにより、参加者・視聴者が国際協力に親しみをもち、ODA を含む国際協力の現状や必要性、政府と NGO の協力などについて理解や認識を深める機会に繋がった。

5 その他特記事項

ODA メールマガジンを 12 号配信し、ODA に関するエピソード、関連イベント情報などを定期的に配信、主要記事を ODA ホームページに掲載し一般読者の ODA に対する理解・共感を得ている（2021 年 12 月現在登録者数 20,075 人、累計配信数 447 号）。また、JICA 隔月発行広報誌『JICA Magazine』（35,000 部発行）掲載の『教えて外務省！知っておきたい国際協力』ページでは、職員が毎号のテーマに沿った ODA・国際協力について、一般読者向けにわかりやすく説明した。

令和 4 年度目標

1 開発協力に関する講座

全国の高校、大学等に対し ODA 出前講座の一層の周知を図り、より多くの出前講座を開催し、ODA に対する若年層の理解促進に努める。開発協力等に関するイベントの機会を捉え、積極的に広報活動を行う。

2 開発協力コンテンツを使った情報発信

より多くの国民に開発協力への理解が広がるよう、わかりやすい開発協力コンテンツを制作し、継続的に情報発信をしていくことで、開発協力に対する支持・関心度を伸ばしていく。

3 SNS を使った情報発信

SNS を活用した情報発信を継続し、省内既存のアカウントとも連携しながら、柔らかく丁寧な説

明、魅力的な画像等を活用し、若者の無関心層等、ターゲット層を意識しつつ開発協力への理解促進を目指す。

4 国際協力イベントを通じた情報発信

グローバルフェスタ JAPAN2022 を対面またはオンライン（またはその併用）にて開催する。視聴者・参加者が国際協力をより身近なものに感じ、ODA を含む国際協力の現状や必要性、政府と NGO の協力などについて理解や認識を深める機会を提供する。

施策の進捗状況・実績

1 開発協力に関する講座

全国の中学、高校、高専、大学等に対し、対面及びオンラインにて形式にて ODA 出前講座を 24 回実施し、計 3,652 人の参加を得た。参加者数が前年度を上回った他、オンラインの活用を継続しつつ、コロナ禍のため途絶えていた対面による講師派遣も実施し、地方への訴求に力を入れた。

2 開発協力コンテンツを使った情報発信

(1) アニメ「鷹の爪団の 行け！ODA マン」

アニメ「秘密結社 鷹の爪」の主人公「吉田くん」を ODA 広報キャラクター「ODA マン」として令和 3 年度に引き続き採用し、TICAD 8 開催の機会を捉え、アフリカに対する開発協力をテーマに ODA 紹介動画を全 3 本（「アフリカの米作りに ODA の巻」、「アフリカの ICT 発展にも ODA の巻」、「大エジプト博物館に ODA の巻」）制作・発信し、合計再生数は延べ 83 万回を超え、好評を得た。本アニメ動画は、平成 30 年度の制作開始以降、5 年間で計 15 本制作し、累計再生回数は 330 万回 超えの好評を博し、開発協力のわかりやすい情報発信となった。

(2) ドキュメンタリー動画「Efforts for a free and open ocean 自由で開かれた海洋のための取組」

俳優の吉原光夫氏をレポーターとして迎え、自由で開かれたインド太平洋を念頭に、「海」に関わる ODA の現場をテーマとした「海上交通の安全（海図作成に係る能力向上支援）」、「海上交通の安全（VTS などの能力向上支援）」、「質の高いインフラ支援」、3 本の内容を 1 本にまとめたダイジェスト版の計 4 本を制作した。海上保安庁による能力向上支援や港湾プロジェクトに携わる専門家に焦点を当てた本動画の再生回数は延べ 4,800 回（令和 5 年 3 月末公開から 4 月末までの実績）だった。本動画については、10 月に当省が実施した国際協力イベント「グローバルフェスタ JAPAN2022」にて制作発表した。

(3) テレビドラマ「ファーストステップ 2 世界をつなぐ勇気の言葉」

タレントで作家の又吉直樹氏をナビゲーターに迎え、令和 3 年度に制作した開発協力テレビドラマ「ファーストステップ 世界をつなぐ愛のしるし」の第二弾として、「ファーストステップ 2 世界をつなぐ勇気の言葉」を白石聖氏、星田英利氏、田中幸太朗氏等を出演者として防災分野をテーマに制作し、令和 5 年 3 月に「BS よしもと」にて前作の再放送含めて放映した他、外務省や吉本興業 YouTube 等でも公開し、累計で約 25,400 回の総再生回数を得た。なお、同ドラマ放映の際に (2) のドキュメンタリー動画の CM も放映し視聴拡大に努めた。

3 SNS を使った情報発信

(1) ツイッター

令和 3 年度に引き続きツイッターを活用した情報発信を継続し、省内既存のアカウントとも連携しながら、ODA に対する認知度を向上させ、親しみを醸成し、ODA に対する理解と支持を促進した。シンプルかつ関心の引く書きぶりを心がけることにより、フォロワー数は 1 万 2 千名規模を維持した。

(2) ウェブ広告

上記アニメ動画「鷹の爪団の 行け！ODA マン」、ドキュメンタリー動画「Efforts for a free and open ocean 自由で開かれた海洋のための取組」及びテレビドラマ「ファーストステップ 2 世界をつなぐ勇気の言葉」について、グーグル、ユーチューブ、フェイスブックといったウェブ媒体に動画広告を出稿するなど、時代の変化に合わせた様々な媒体を組み合わせることで、幅広い世代に届くよう工夫を凝らした。

4 国際協力イベントを通じた情報発信

10 月にグローバルフェスタ JAPAN2022 を対面（東京国際フォーラム）及びオンラインを併用したハイブリッド形式にて開催し、昨年を上回る盛況であり、約 2.2 万人超の参加者・視聴者を得た。本フェスタでは、貧困など開発途上国の開発課題、地球規模課題、近年のウクライナ情勢などの問題が深刻化する中で、誰もが国際協力へ参加していくこと、国・地域への理解を深める重要性や若

者などをテーマとして設定し、このテーマに沿った形でステージイベントやフォトコンテストのほか国際協力に携わる NGO、国際機関、企業、大学や在京大使館など約 100 団体による出展ブース、オンラインセッション等を開催することにより、参加者・視聴者が国際協力に親しみを持ち、ODA を含む国際協力の現状や必要性、政府と NGO の協力などについて理解や認識を深める機会に繋がった。

5 その他特記事項

ODA メールマガジン を 12 号配信し、ODA に関するエピソード、関連イベント情報などを定期的に配信、主要記事を ODA ホームページに掲載し一般読者の ODA に対する理解・共感を得た（令和 5 年 4 月現在登録者数 20,165 人、累計配信数 462 号）。また、JICA 隔月発行広報誌『JICA Magazine』（35,000 部発行）掲載の『教えて外務省！知っておきたい国際協力』ページでは、職員が毎号のテーマに沿った ODA・国際協力について、一般読者向けにわかりやすく説明した。

令和 5 年度目標

1 開発協力に関する講座

全国の中学、高校、高専、大学等に対し ODA 出前講座の一層の周知を図り、より多くの出前講座を開催し、ODA に対する若年層の理解促進に努める。開発協力等に関するイベントの機会を捉え、積極的に広報活動を行う。

2 開発協力コンテンツを使った情報発信

より多くの国民に開発協力への理解が広がるよう、わかりやすい開発協力コンテンツを制作し、継続的に情報発信をしていくことで、開発協力に対する支持・関心度を伸ばしていく。

3 SNS を使った情報発信

SNS を活用した情報発信を継続し、省内既存のアカウントとも連携しながら、柔らかく丁寧な説明、魅力的な画像等を活用し、若者の無関心層等、ターゲット層を意識しつつ開発協力への理解促進を目指す。

4 国際協力イベントを通じた情報発信

グローバルフェスタ JAPAN2023 を対面またはオンライン（またはその併用）にて開催する。視聴者・参加者が国際協力をより身近なものに感じ、ODA を含む国際協力の現状や必要性、政府と NGO の協力などについて理解や認識を深める機会を提供する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 6 国際協力事業関係者の安全対策の強化

中期目標（一年度）

平成 28 年 8 月の「国際協力事業安全対策会議」において取りまとめられた「最終報告」に記載された安全対策の実施の継続を含め、国際協力事業関係者の安全対策に係る取組を JICA と協力して着実に実施する。

令和 3 年度目標

国際協力事業関係者の安全確保は ODA 実施の大前提であることを改めて政府部内で認識し、「最終報告」の①脅威情報の収集・分析・共有の強化、②事業関係者及び NGO の行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・JICA の危機管理意識の向上・態勢の在り方の各項目の着実な実施を含め、安全対策強化の取組を継続していく。

具体的には、国際協力事業安全対策会議については、世界情勢や参加者のニーズに則した実施に努める。JICA 安全対策研修については、積極的な再受講を促す方策を検討する。初動対応マニュアルについては、JICA との連携も視野に入れつつ、定期的な訓練の実施に努める。

施策の進捗状況・実績

「最終報告」の上記①～⑤の各項目について、コロナ禍の影響も踏まえ JICA と連携し、以下の施策を実施した。

①脅威情報の収集・分析・共有の強化

新型コロナウイルス感染症対策に係る行動規範の周知徹底、新型コロナウイルス感染予防に係る事業関係者への情報提供等を行い、12 月の「国際協力事業安全対策会議」常設化後第 8 回会合

では、新型コロナウイルス感染症禍における最近のテロ等の情勢や水際対策措置等、また JICA 関係者の渡航再開の現状や課題等を議題として、関係省庁、業界団体、NGO 等との間で安全対策の重要性を再確認した。また、事業関係者向けに配布している「JICA 海外安全対策ハンドブック」を新型コロナウイルス感染症対策について加筆した上で 2021 年度版として更新し、JICA ホームページ上の安全対策専用 Web ページ内にも掲載した。在外公館においては、現地政府関係者との安全対策会議の開催、経済協力政策協議等を通じた国際協力事業関係者の安全対策に係る相手国政府への働きかけや、ODA タスクフォース、安全対策連絡協議会等を通じた国際協力事業関係者との情報共有を随時実施した。

②事業関係者及び NGO の行動規範

治安情勢等に基づく安全対策措置（渡航措置及び行動規範）については、各国の情勢の変化を踏まえ、随時更新を行った。新型コロナウイルス流行下における行動規範については、疫学的状況等を踏まえて二度改訂を行い、事業関係者の渡航にあたっては、同行動規範の遵守に同意を求めた。これに加え、国別の感染症対策措置を新たに定めると共に、渡航再開及び渡航可能地域の拡大を進めた。

政府資金を通じた事業実施中の日本 NGO の邦人職員の渡航に際しては、新型コロナウイルス感染症及び安全の観点から事前に提出された渡航計画をもとに渡航の是非について慎重に審査を行った。また、渡航後の邦人職員の滞在状況については定期的に NGO とも情報共有して把握に努めるとともに、自然災害等の発生時には安否確認を行った。

③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化

JICA 安全対策研修（渡航者・管理者向け）、テロ実技訓練を延べ 30 回実施し、合計 669 名が参加した。また、コロナ禍の影響により、安全対策研修（講義型、ワークショップ型、実技型）の実施を一部中止したが、オンライン形式への変更や人数を制限し必要な対策を講じた上で実施するなどの工夫をして再開した。また、補完的な研修教材として、理解度テストや動画閲覧機能を追加したウェブ版の安全対策研修の提供を開始し合計 1160 名が登録・参加した。

④危機発生後の対応

ミャンマー、アフガニスタン、エチオピア、ウクライナ等においては、治安情勢の悪化をふまえ、事業関係者の安全を確保するため、一時帰国の手段を取った。

また、新型コロナウイルスの流行が波状に押し寄せる現状をふまえ、事業関係者が適切な医療サービスにアクセスできなくなる事態を避けるため、各国の情勢を随時モニタリングし、必要な国に対しては一時的な新規渡航見合わせとした。

令和 3 年 8 月のカブール陥落以降、アフガニスタンからの出国を希望するすべての人々の安全な退避が喫緊の課題であるとの認識の下、日本政府として、希望するすべての在留邦人、在アフガニスタン大使館現地職員、JICA アフガニスタン事務所の現地職員などに対し、査証発給や航空券手配等の支援を行ってきた。こうした取組の結果、令和 4 年 3 月末までに約 600 名の日本関係のアフガニスタン人が日本に無事到着した。

⑤外務省・JICA の危機管理意識の向上・態勢の在り方

国際協力事業関係者の安全に関する緊急事態発生時の初動対応マニュアルに外務省から資金協力を得て事業を実施している日本の NGO の邦人関係者に対する対応を組み込んでマニュアルを一本化した。

また、コロナ禍においては、経済の悪化により一般犯罪リスクが増加している現状をふまえ、実際の犯罪事例を用いた注意喚起を例年よりも強化して実施した。

令和 4 年度目標

国際協力事業関係者の安全確保は ODA 実施の大前提であることを改めて政府部内で認識し、「最終報告」の①脅威情報の収集・分析・共有の強化、②事業関係者及び NGO の行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・JICA の危機管理意識の向上・態勢の在り方の各項目の着実な実施を含め、安全対策強化の取組を継続していく。

具体的には、国際協力事業安全対策会議については、世界情勢や参加者のニーズに則した実施に努める。JICA 安全対策研修については、より実践的かつ学習効果の高い内容となるよう、研修体系・内容の改善を図る。

施策の進捗状況・実績

「最終報告」の上記①～⑤いずれの項目についても、JICA と連携し、令和 3 年度の取組を継続し、以下の施策を実施した。

①脅威情報の収集・分析・共有の強化

12月に「国際協力事業安全対策会議」常設化後第9回会合をハイブリッド形式で開催し、最新の世界情勢の変化を踏まえ、テロ・治安の状況や国際協力事業関係者等の安全確保に関する取組の現状等について、外務省・JICAから情報発信を行い、参加者との間で活発な意見交換を実施した。在外公館においては、経済協力政策協議等を通じた国際協力事業関係者の安全対策に係る相手国政府への働きかけや、ODAタスクフォース、安全対策連絡協議会等を通じた国際協力事業関係者との情報共有を随時実施した。JICAにおいては、JICA在外事務所での安全対策ブリーフィングの他、特に治安上のリスクが高い国への渡航者に対しては渡航前ブリーフィングを実施する等、関係者間の情報共有の強化を図った。

②事業関係者及びNGOの行動規範

各国の治安情勢の変化等を踏まえ、JICAの安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を随時更新した。新型コロナウイルス流行下における行動規範を継続的に適用するとともに、国別の感染症対策措置（渡航再開の是非、渡航可能地域の策定）の更新を随時行った。

国際協力事業関係者及び政府資金を通じた事業実施中の日本NGOの邦人職員の危険度の高い国・地域への渡航に際しては、新型コロナウイルス感染症及び安全の観点から事前に提出された渡航計画をもとに渡航の是非について慎重に審査を行った。また、渡航後の邦人職員の滞在状況については定期的にNGOとも情報共有して把握に努めるとともに、自然災害等の発生時には安否確認を行った。

③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化

JICA安全対策研修（渡航者・管理者向け）、テロ対策実技訓練を延べ29回実施し、合計869名が参加した。また、ウェブ版の安全対策研修には、合計2,490名が登録・参加した。実技訓練は、凶器で攻撃された場合、滞在地が突然襲撃された時の対応等、より実践的かつ学習効果の高い内容を新たに追加し、実施した。

④危機発生後の対応

各国・地域の治安情勢をふまえ、事業関係者の安全を確保するため、ハード・ソフト両面の対応を実施した。また、新型コロナウイルスの最新の状況をふまえ、事業関係者が適時適切な医療サービスにアクセスできるよう、各国の情勢を随時モニタリングし、必要な国・地域に対しては渡航措置の見直しを行った。

⑤外務省及びJICAの危機管理意識の向上・態勢の在り方

国際社会を巡る情勢の変化や新型コロナウイルス感染症に伴う水際措置の緩和等により国際協力事業関係者の海外渡航の増加が見込まれることを踏まえ、ODA実施国に所在する在外公館に対し、国際協力事業関係者の安全対策に遺漏がないよう危機管理意識の向上を図るとともに、外務省及びJICA間の連絡態勢のあり方を再確認した。

10月6日に「人命の最優先」、「最適の安全対策」、「当事者意識」の3つの柱からなるJICAの安全対策宣言の改訂版を公表し、関係者の安全管理意識の向上に努めた。

令和5年度目標

国際協力事業関係者の安全確保はODA実施の大前提であるとの認識を改めて政府部内で共有し、「最終報告」の①脅威情報の収集・分析・共有の強化、②事業関係者及びNGOの行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・JICAの危機管理意識の向上・態勢の在り方の各項目の着実な実施を含め、安全対策強化の取組を継続していく。

具体的には、国際協力事業安全対策会議を最新の世界情勢や参加者のニーズに則した内容とするよう努めるとともに、JICA安全対策研修の質の管理と向上に向けて、研修体系及び内容の改善に着手する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標7 主要個別事業の事後評価結果（注）						
評価がA：非常に高い、B：高い、C：一	中期目標値	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値

部課題がある、D：低い、のうち、A～Bの評価が占める割合	—	80%	78%	80%	90%	80%
モニタリングを踏まえた変更点及びその理由 主要な個別の開発協力案件の成果に関する第三者評価の結果の測定は、本施策の有効性及び効率性を把握する上で一定の意義を有する。 年度目標値は、過去3年間の実績値を踏まえて設定した。						

(注)10億円以上、またはその他有効な教訓が得られる可能性が高い事業を対象に、事業終了後に外部の第三者が現地調査等をもとに評価を行ったもののうち、当該年度の事業評価年次報告書(JICA)に掲載された事後評価結果。

但し、本内容はあくまで各年度に事後評価結果を公開した過去の案件の評価結果であり、当該年度に実施された事業とは直接的に関係するものではないことに留意が必要である。

参考指標：主要分野・課題別実績（注：暦年データを記載）			
(約束額ベース、単位：百万ドル) (注)「開発途上地域」指定国を含む	実績値		
	令和2年	令和3年	令和4年
	① 5,184.27	① 4,285.76	① (集計中)
	② 9,354.25	② 5,551.98	② //
① 社会インフラ及びサービス	③ 1,025.48	③ 1,299.26	③ //
② 経済インフラ及びサービス	④ 2,912.82	④ 1,285.70	④ //
③ 生産セクター	⑤ 2,335.15	⑤ 1,275.19	⑤ //
④ マルチセクター援助	⑥ —	⑥ —	⑥ //
⑤ 商品援助／一般プログラム援助	⑦ 631.73	⑦ 950.50	⑦ //
⑥ 債務救済	⑧ 802.12	⑧ 801.28	⑧ //
⑦ 人道支援(緊急食料援助、復興、防災等)			
⑧ 行政経費等			

達成手段

達成手段名 (注)	予算額等(予算手段。単位：百万円)／概要(非予算手段)				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 (執行額)	令和3年度 予算額計 (執行額)	令和4年度 予算額計 (執行額)	令和5年度 当初予算額		
①無償資金協力	197,706 (197,567)	159,789 (159,762)	275,676 (274,521)	163,403	1, 2, 3, 4, 6	
②(独)国際協力機構 運営費交付金	156,025 (156,025)	150,660 (150,660)	171,335 (171,335)	150,302	1, 2, 3, 4, 6	
③有償資金協力	—	—	—	—	1, 2, 3, 4, 6	
④(独)国際協力機構 施設整備費補助金	524 (461)	753 (712)	920 (920)	1,549	1, 2, 3, 4	
⑤無償資金協力事務 費	926 (765)	907 (798)	908 (808)	1,119	1, 2, 3, 4	
⑥開発協力の理解促 進	141 (136)	144 (142)	140 (138)	139	5	
⑦経済協力評価調査	97 (61)	91 (63)	88 (78)	85	1, 2, 3, 4, 5	

⑧ 開発援助人材育成・振興	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	1, 2 3	
⑨ NGO 活動環境整備	91 (84)	85 (66)	84 (74)	69	4	
⑩ 現地 ODA タスクフォース業務	93 (59)	90 (85)	91 (76)	101	1, 2, 3, 4	
⑪ 政府開発援助の調査及び企画立案等事務費	208 (167)	202 (177)	201 (178)	204	1, 2, 3, 4, 5	
⑫ 民間援助連携事務費	71 (66)	70 (65)	72 (67)	68	4	
⑬ 開発協力情報管理関係経費	18 (16)	18 (16)	17 (17)	17	1, 2, 3, 4, 5	
⑭ 海外技術協力推進団体補助金(平成元年度)	8 (6)	8 (7)	7 (7)	5	4	
⑮ 開発協力白書編集等	17 (14)	14 (14)	14 (14)	14	4 5	
⑯ 国際機関との連携等	8 (2)	6.8 (1)	6 (4)	6	1, 2, 3, 4	
⑰ 国別開発協力方針策定調査	6 (0)	6 (0)	6 (6)	5	1, 2, 3	
⑱ 経済協力案件の選定・実施・完了後の諸調整等経費	8 (0.6)	7 (0.2)	7 (0.4)	7	1 4	
⑲ 国際緊急援助事務費	8 (0.7)	6 (0.8)	6.5 (5)	6	2, 3 4	
⑳ 在外公館広報活動基盤整備費	15 (5)	15 (11)	12 (9)	11	5	
㉑ 草の根無償の理解促進に必要な経費	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	5	
㉒ 外務省実施分無償資金協力事前調査に必要な経費	11 (5.5)	7 (10)	9 (9)	10	1, 2, 3	
㉓ 国際移住機関(IOM) 分担金	527 (527)	549 (541)	565 (565)	565	2 3	
㉔ 国際移住機関(IOM) 拠出金(任意拠出金)	4,081 (4,081)	3,455 (3,455)	3,919 (3,919)	0	2 3	
㉕ 国際復興開発銀行(IBRD)・国際開発協会(IDA) 拠出金(ARTF)	1,375 (1,375)	0 (0)	0 (0)	1,080	2	
㉖ アジア開発銀行(ADB) 拠出金(AITF)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	1	
㉗ アジア生産性機構(APO) 分担金	590 (590)	459 (459)	495 (495)	397	3	
㉘ コロンボ計画分担金	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	1	
㉙ 国際連合難民高等弁務官事務所(UNHCR) 拠出金(任意)	11,738 (11,738)	11,268 (11,268)	15,164 (15,164)	1,487	2 3	

拠出金)						
⑩国際連合世界食糧計画 (WFP)拠出金(任意拠出金)	12,528 (12,528)	9,084 (9,084)	14,846 (14,846)	270	2 3	
⑪赤十字国際委員会 (ICRC)拠出金(任意拠出金)	3,646 (3,646)	4,932 (4,932)	4,094 (4,094)	83	2 3	
⑫国際連合地雷対策 支援信託基金 (UNMAS)拠出金(任意拠出金)	524 (524)	226 (226)	604 (604)	6	2 3	
⑬国連パレスチナ難 民救済事業機関 (UNRWA)拠出金(任意拠出金)	3,694 (3,694)	1,819 (1,819)	3,766 (3,766)	82	2 3	
⑭国際連合人道問題 調整事務所(OCHA)拠 出金(任意拠出金)	688 (688)	927 (927)	745 (745)	47	2 3	
⑮国際連合中央緊急 対応基金(CERF)拠出 金(任意拠出金)	29 (29)	14 (14)	13 (13)	13	2 3	
⑯アジア生産性機構 (APO)拠出金	213 (213)	11 (11)	10 (10)	10	3	
⑰経済協力開発機 構・開発関連(DAC)拠 出金	8 (8)	9 (9)	9 (9)	9	1, 2, 3, 4	
⑱国際開発教育・研 究機関拠出金(任意 拠出金)	7 (7)	7 (7)	7 (7)	7	1 3	
⑲国際赤十字・赤新 月社連盟(IFRC)拠出 金(任意拠出金)	883 (0)	1,575 (1,575)	864 (864)	0	2 3	
⑳アジアパシフィッ クアライアンス拠出 金	170 (170)	95 (95)	95 (95)	90	3	
㉑シリア復興信託基 金拠出金	1,009 (1,009)	504 (504)	0 (759)	0	2	
㉒国際連合開発計画 (UNDP) 拠 出 金 (LOTFA)	8,200 (8,200)	0 (0)	0 (0)	0	2	
㉓経済協力開発機 構・開発センター分 担金	138 (138)	157 (157)	175 (175)	153	1, 2, 3, 4	
㉔コロンボ計画拠出 金	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	2	
㉕経済協力開発機 構・開発センター拠 出金	21 (21)	20 (20)	21 (21)	19	1, 2, 3, 4	
㉖G7説明責任作業部 会(AWG)関連経費(新 規)	—	—	9 (11)	13	4	

④⑦国連国別プール基金 (CBPF) 拠出金 (新規)	—	—	145	12	2 3	
④⑧ブルー・ドット・ネットワーク (BDN) の制度設計に関する OECD 事務局拠出金 (新規)	—	—	—	11.2	1	
④⑨G7 開発金融に関するサイドイベント関連経費 (新規)	—	—	—	8	1	
④⑩G7 議長国としての SDGs・人間の安全保障推進関連会合開催経費 (新規)	—	—	—	28	3	
⑤①国連経済社会理事会理事国選挙関係費 (新規)	—	—	—	5	3	
⑤②UHC フォーラム開催経費 (新規)	—	—	—	3	3	
⑤③プラスチック汚染を含む海洋環境に関する経費 (新規)	—	—	—	19	1, 2, 3,	

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。